

令和 7 年第 1 回御宿町議会定例会

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分開議

- 日程第 1 議案第 1 7 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 1 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 1 9 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 0 号 御宿町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 1 号 御宿町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 2 号 職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例及び第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 2 5 号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 2 6 号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 2 7 号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 2 8 号 令和 6 年度御宿町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 2 9 号 令和 6 年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 4 議案第 3 0 号 令和 6 年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 5 議案第 3 1 号 令和 6 年度御宿町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 1 6 議案第 3 2 号 令和 7 年度御宿町国民健康保険特別会計予算
日程第 1 7 議案第 3 3 号 令和 7 年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 8 議案第 3 4 号 令和 7 年度御宿町介護保険特別会計予算
日程第 1 9 議案第 3 5 号 令和 7 年度御宿町一般会計予算（説明のみ）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	藤 井 利 一 君	2 番	岩 瀬 環 樹 君
3 番	塩 入 健 次 君	4 番	滝 口 一 浩 君
5 番	土 井 茂 夫 君	6 番	北 村 昭 彦 君
7 番	伊 藤 城 祐 君	8 番	石 井 芳 清 君
9 番	椎 木 藤 弘 君	1 0 番	田 中 とよ子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	原 宏 君	教 育 長	前 森 勤 君
総 務 課 長	田 邊 義 博 君	企画財政課長	埋 田 禎 久 君
産業観光課長	石 井 学 君	税務住民課長	金 井 亜紀子 君
建設水道課長	永 石 知 功 君	全町公園課長	伊 藤 広 幸 君
保健福祉課長	殿 岡 豊 君	教 育 課 長	吉 野 信 次 君
会 計 室 長	米 本 貴 志 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 市 原 茂 君 主 事 長 谷 真 子 君

◎開議の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付しました日程のとおりです。よろしくお願いいたしますします。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前 9時30分）

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第17号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 議案第17号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、デジタル社会の基盤とされるマイナンバー及びマイナンバーカードの利便性を向上するため、マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載し、マイナンバーカードを持ち歩かなくてもスマートフォンで本人確認が行えるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことにより、同法律を引用する条番号に変更が生ずるため、所要の改正を行うものです。

条例の改正内容でございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、お手元の新旧対照表をご覧ください。

第1条は、法の第2条第8項が新しく追加されたことに伴い、御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条において引用する「第2条第8項」を「第2条第9項」に、「第2条第12項」を「第2条第13項」に、「第2条第14項」を「第2条第15項」に改めるものです。

次に、第2条の御宿町税条例ですが、同じく法第2条第8項が追加されたことによる条番号の変更となります。

条例第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に、第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に、第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に、第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に、第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改めるものです。

附則でございますが、条例の施行期日を令和7年4月1日と定めるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

本改正については、ただいま趣旨説明がありましたが、いわゆるマイナンバーカードの利用の拡大を進めるものという内容ということですが、そもそもこのマイナンバーカード、現在、この取得状況ですね。そしてまた、マイナンバーカードについては、ひもづけ解除という方も多いというような新聞報道があるわけですが、それについての情報について、状況について分かるところあればご説明いただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） それでは初めに、マイナンバーの交付状況についてご説明いたします。

令和7年2月28日現在で、マイナンバーカードの申請者数は6,601人で、1月1日現在人口7,000人に対しまして94.3%の申請率でございます。実際に2月28日までに交付が済んでいる方は6,467人で、人口7,000人に対して92.4%の方が、実際にはもうお手元にカードをお持ちでございます。

あと、ひもづけ解除の件につきましては、今年度は、ご本人の意思で、ひもづけはちょっと保険証の関係とかなのでそれぞれいるかと思うんですが、マイナンバーカードを返却というの

は1件ございました。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第2、議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

新旧対照表にてご説明いたしますので、お手元の新旧対照表をご覧ください。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに変えて新たに拘禁刑が創設されることから、条例中の文言を改めるものです。

第1条につきましては「禁錮」を「拘禁刑」に、第2条につきましては、3つの条例について「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

附則でございますが、刑法等の一部を改正する法律と同日の令和7年6月1日と定めるものです。

また、経過措置につきましては、今回の刑法改正に伴って、その罰則の適用や対象となる範

囲に影響が生じないようにするための経過措置でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 刑法の改正に伴う条例の整備ということではありますが、そもそもこの刑法にうたう禁錮及び懲役を、拘禁刑という文言に改めるという法律の内容であるわけですが、そもそも禁錮刑及び懲役刑というものはどういうものであるのか。刑の内容についての説明をいただきたいと思います。それが拘禁刑に一本化されるということであるようでありますので、この文言についての具体的な内容について、説明を求めたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 懲役と禁錮の違いでございますが、刑務作業が義務づけられているかいないかという点でございます。

また禁錮の受刑者も許可を受ければ、刑務作業を行うことができまして、これは請願作業というそうでございますが、実際には禁錮受刑者の多くが請願作業を行っているため、懲役と禁錮を分ける意味が乏しくなってきたということです。

また懲役においては、刑務作業に時間が取られまして、必要な指導や教育を受ける時間が充分に取れないなどという課題もございまして、例えば学力が充分でないために社会にうまく適応できないという若年の受刑者については、十分な教育を受けることが再犯の防止に重要となりますが、懲役では、そのための時間が充分に取れないなどということがございました。

これらを踏まえまして、懲役と禁錮を拘禁刑に一本化した上で、刑の目的を更生改善といたしまして、作業を行わせるだけでなく、必要な指導を行うことができるようにしたということでございます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第3、議案第19号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 議案第19号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、納税者の利便性の向上と公金収納事務の効率化の観点から、町税等に係る督促手数料の徴収を廃止するため、関係する4つの条例について、それぞれ条建てで改正するものです。

町税の督促手数料については、納期限を過ぎても納付されない場合に、地方税法により督促状を発付し、条例の定めるところにより督促手数料を徴収することができる旨の規定がされていることから、御宿町においては、督促状1通につき100円を手数料として徴収しています。

督促手数料を廃止することとした主な理由は、1つ目に、電子納付の拡大やコンビニ、スマートフォンなど納付方法の多様化により、納付方法や納付場所によって納付書の使用可能期限に差異があり、納税者にとって分かりにくく、スムーズに支払いができていない状況があること。

2つ目に、公金を取り扱っている金融機関において、公金収納業務における督促手数料の確認業務が廃止され、督促手数料の未収が増えていること。

3つ目に、QRコード付納付書の導入により、督促手数料を徴収するためには、督促手数料を加えた納付書の再発行が必要となり、督促手数料以上の経費がかかっていること。

4つ目に、国税及び都道府県税については全て廃止されており、千葉県の市町村においても、本町を含む数団体を除き既に廃止されていることなどの理由から、本町においても令和7年度から督促手数料を廃止することとし、関係条例を改正するものです。

なお、介護保険料など町税以外の督促手数料についても、町民の方々に不要な混乱を生じさせることがないように取扱いを同一とし、全て廃止するものです。

それでは、改正内容について、新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条は、御宿町税条例の一部改正で、第2条第2号中の「督促手数料、」の文言と、第21条の督促手数料に関する規定を削除するものです。

第2条は、御宿町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正で、条例の題名を「御宿町税外収入金に係る延滞金徴収条例」に、第1条の「の督促に係る手数料及び」を「に係る」に改め、第2条の督促手数料に関する規定を削除するものです。

第3条の御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部改正と、第4条の御宿町介護保険条例の一部改正は、保険料の督促手数料に関する規定を削除するものです。

最後に、改正附則といたしまして、第1条では、この条例は令和7年4月1日から施行することとし、第2条では、経過措置といたしまして、旧条例により発付した督促状に係る督促手数料については、従前どおり徴収する旨の規定を設けてございます。

以上で、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

督促手数料の廃止ということですが、直近の中で、この督促手数料1通につき100円でございますか。事務費として、事務、どの程度かかっていたのかです。

それと、この督促手数料の廃止とありますが、県内の状況について説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 初めに、納付書の再発行の経費ということでよろしいですか。

人件費等を除きますと、印刷代また納付書の用紙代、また封筒、郵便料等を含めまして、1通当たり226円程度かかるというふうに計算をしております。

また、県内の督促手数料の条例の状況でございますが、令和6年4月1日時点で督促手数料

の徴収が残っている自治体は、御宿町、勝浦市、富津市の3自治体でございますが、勝浦市につきましては今年度中条例改正を行いまして、令和7年4月1日から廃止するという事になっておりますので、そのような状況でございます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第19号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第20号の上げ、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第4、議案第20号 御宿町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 議案第20号 御宿町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、令和7年4月1日より、夷隅地域水道事業が統合、広域化され、御宿町水道事業が廃止されることに伴い、御宿町職員定数条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項第1号中、町長の事務部局の職員の人数を「91人」から「95人」に改め、第7号「水道事業企業職員4人」を削るものです。

同条第2項については、第1項第7号を削ることに伴い、指し示す号「第7号」を「第6

号」に改めるものです。

附則でございますが、条例の施行日を令和7年4月1日と定めるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 10番、田中です。

1点確認させていただきたいんですが、水道事業が廃止されることから職員の定数を変更するということなんですが、実質……

○議長（滝口一浩君） 田中議員、すみません。マスクだと声が聞き取りにくいので、すみません。

○10番（田中とよ子君） 改めまして、確認をさせてください。

職員の定数を4名増やすということなんですが、理由としては、水道事業の統合、広域化されることに伴って、水道事業が廃止されることから、定数を変更するということなんですが、4名増える意味が、理解できないところが1点ありますので、それについてお答え願いたいのと、水道事業会計について、水道事業の業務について御宿町から派遣される職員がいるのかどうか確認させていただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 説明が不足しまして申し訳ございませんでした。

水道企業職員が4名、4人、今度の広域のほうで仕事をするため減るんですが、この間、地籍調査ですとか、行政のデジタル化など新たな行政需要があることと、また災害や感染症対応、また、そもそも休職や育休、退職などで慢性的な職員不足もございまして、この4人、今まで水道事業だったんですけれども、町の事務部局に4人をつけさせていただいて、職員定数のアップは変えないというような考えでございます。

ただ、この定数条例とは別に職員の適正化計画という計画がございまして、それにつきましては、御宿町職員は100名で行うということになっておりますので、何かあったときには、多少、人が町長部局のほうで採用できるというような余地を残すものでございます。

また、広域水道への派遣でございますが、そもそも御宿町職員退職して任用外で行く職員が2人、また御宿町からの派遣が2人ということで、合計で4名でございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

5 番、土井茂夫君。

○5 番（土井茂夫君） 5 番、土井です。

この件に関しては、総務課長が言うように、御宿町定員適正化計画というものがされております。それによりますと、過去のことはあまり言いたくないんだけど、平成29、30、31、令和2年、実際、計画されている職員よりもかなりダウンした形で人を配置しているわけですね。

私は、新町長も、水曜日ノー残業デーということで打ち出してきていまして、私自身もそうということが職員のいわゆる確保していること、これだけ人が人手不足で奪い合いになっているということを聞いています。そうした中で、こういう実職職員が少なくなっている。こういうことがある面では、大量という形ではちょっと言い過ぎなのかもしれないですけども、あるときなんか8人ぐらい職員が退職なさっているわけですよ。この原因は何なのかなというのが、私はすごく気になっていたところなんです。

まずは、実数の計画値の職員数を満足させた上で、その上で、まだ何が足りないのか。これで、残業時間も減って、これが原因だったんだなということが、まずは分かるんじゃないかなと思った中で、やっぱり必要な人数を確保して職員を当たらせる。そして住民サービスを向上させるということですね。

いい循環に回っていくと私は考えているんですけども、今やっぱり働き方改革しないと、毎日10時、11時、残業しているこの人たちは、人生って何かしらという、そういう素朴な疑問を持った上で、とにかく仕事をこなすことだけに集中して、そういう本当に大事な住民サービスが欠けているんじゃないかなと私は思うわけですから、今回この4人を増やすこと時点は、私は反対じゃないですけども、この適正化を本当に、今後何か令和7年度までですから、これを修正するなり何だなりして、この人数をそういうことのほうが影響が大きいんであれば増やしても、私は納得したいなと思いますので、根本的な、要は解決をするようなことを本当に実施していただきたいなとそんな思いです。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 毎年4月1日スタート時点の人数は、例えば100人なら100人ということで、その予定で進めているわけですが、採用して内定を出した方が辞退をしてしまうことがままありまして、それによって人が少なくなってしまう。

また、先ほども申し上げましたとおり予期せぬ休職ですとか退職ですとか育児休業などがありますと、またそこで人が減ってしまいまして、ただ翌年度採用の分を現年度に募集しますので、どうしても足りない部分が若干出てきてしまいます。その部分につきましては、おっしゃるとおりなるべく残業などをしないようにしておりますので、会計年度任用職員さんなどを活用しながら、何とか人数と、あと業務のほうは保てるようにしております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） こういう立派な計画を持っているわけですから、これにプラスアルファのバッファーというか余裕というか、定員が5名ぐらい多くても、それで、流動的に異動する。そういうことを持っても私はいいと思うんです。がっちりとこれだなんていう形でやると、どうしてもそれに従わなきゃいけないんですね。そうじゃなくて、そういう、バッファーですけども、遊びですね。言葉としては悪いのかもしれないけれども、遊びのこの部分があっても、そこで補うということを持ってもいいんじゃないかなと。

だから今後、適正化計画を来年度からまた新しく立てますので、そんな固定概念じゃなくて、そういう余剰人員をある程度確保しておくという、これだけ100人の人員ですからよろしいんじゃないかなと私は思います。

いろいろ人員配置でなかなか苦勞しているとは思いますが、どうしても私は、この町の働き改革を進めてもらいたいという意味合いも込めまして、今後ともよろしくお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 定員適正化計画につきましては、今のご意見を踏まえまして、今後検討させていただきます。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 今お話しございました部分ですけれども、職員の適正人数、それから、役場職員、毎月、産業医とか、休日の取得状況、これを見ております。でも、どうしてもやはり特定の時期に、特定の課だけ、どうしても残業数が増えてしまうと。

例えば今でいいますと、3月16日に千葉県知事選挙あります。そのための不在者投票、これ夜の8時まで役場対応しております。土日もやっております。ということはその期間だけ特定の人が残業してしまうと。

確かに見ておりますと、月に80時間以上、これ以上やると過労死になるよというレベルを超えている方が何人か見受けられますので、そこいらを特定の人が特定の時期に集中することがないように、人のやりくりと、いろいろ入替え等全員でやるということで対応したいというふうに今考えております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第5、議案第21号 御宿町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 議案第21号 御宿町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が施行され、暫定再任用職員の定義がされている条項番号に変更が生ずるため、所要の改正を行うものです。

具体的には、定年等に関する条例等の一部を改正する条例の附則第11条第1項において引用する「附則第9条第2項」を附則「第6項」に改めるものです。

附則でございますが、条例の施行日を令和7年4月1日と定めるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第21号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第6、議案第22号 職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例及び第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 議案第22号 職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例及び第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2月臨時会でご議決いただきました一般職の職員の給与等に関する条例において、令和7年4月1日より新たに地域手当を支給することに伴い、関係条例の整備を行うものです。

新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

第1条でございますが、職員の処分について、減給の場合に地域手当も含み減額を行うため、

第3条中の「給料」の次に「及びこれに対する地域手当の合計額」を追加するものです。

第2条につきましては、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について、給与条例の地域手当が追加されたことに伴い、それぞれ改正された引用条文を改めるものです。

附則でございますが、条例の施行日を令和7年4月1日と定めるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第22号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第7、議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇等の見直し、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環

境整備を図るため、所要の改正を行うもの。また、職員の年次有給休暇について、1月から12月までの暦年で管理しているところでございますが、4月から3月までの年度を区切りとしている職員の採用、退職及び人事異動の周期と合わせるため、所要の改正を併せて行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

第8条の3第2項は、育児を行う職員の超過勤務の免除対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するものです。

第8条の3第4項は、第15条、介護休暇へ準用する際に、第8条の3第2項の改正に伴う文言の整理となります。

第12条第1項は、年次有給休暇の付与について定めており、暦年で管理しておりましたが、年度区切りに改めるものです。これに伴い、第2項に定めている有給休暇の繰越しについても、年度区切りに改めるものです。

第15条の3は、職員から介護についての申出があった場合における意思確認や措置等について、介護両立支援制度を新たに規定し、第15条の4において、介護両立支援制度の運用の整備について新設するものです。

最後に附則でございますが、第1項で条例の施行日を令和7年4月1日とし、第2項の時間外勤務制限の請求については、公布の日より施行するものです。

第3項及び第4項は、年度管理に変更するにあたり、所要の経過措置を設けるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第23号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第8、議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されることに伴い、同法律を引用する条番号に変更が生ずるため、所要の改正を行うものです。

法改正の概要といたしましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、育児休業の取得状況の公表義務が拡大されるものです。

条例の内容でございますが、新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるものです。

附則でございますが、条例の施行日を令和7年4月1日と定めるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第24号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第9、議案第25号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 議案第25号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、令和6年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、町税条例においても関係する規定を整備する必要があることから、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容は、新たな公益信託制度の創設に伴う個人住民税の寄附金税額控除の対象範囲の拡大と、私立学校法の改正に伴う固定資産税の非課税措置に係る規定の引用条項の改正です。

それでは、改正内容について、新旧対照表によりご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

第34条の7は、個人住民税の寄附金税額控除について定めたものですが、公益信託制度の見直しにより、所得税法において特定寄附金とみなされていた金銭が削除されたため、条文から金銭の文言を削除するとともに、これまで認定特定公益信託を特定寄附金とみなすこととしていた所得税法第78条第3項が削除され、新たに同条第2項第4号として、公益信託の信託財産とするために支出された信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする旨の改正が行われることから、法令に合わせて改正するものです。

第56条は、固定資産税の非課税措置に係る手続について定めたものですが、引用している私立学校法「第64条第4項」の規定が、「第152条第5項」に移行されることから、法令に合わ

せて改正するものです。

2 ページをご覧ください。

附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例について、地方税法と同様の規定を定めておりますが、公益信託制度の見直しに伴い、公益信託への贈与に係る所得税及び地方税の取扱いについては、公益法人への贈与と同様にすることとされ、地方税法の規定が削除されることから、本条例においても同様に削除するものです。

3 ページをご覧ください。

改正附則といたしまして、第1条の施行期日について、第56条の規定は令和7年4月1日から、第34条の7第1項及び附則第4条の2の規定は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日からとするものです。

第2条では、この条例により、改正された内容について、これまでの課税に影響が出ないよう、経過措置の規定を設けてございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第25号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第10、議案第26号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） 議案第26号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回改正いたします御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容ですが、管理栄養士について、これまで栄養士の免許を受けたものでなければ国家試験を受けることができませんでしたが、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となり、栄養士免許を取得せずに管理栄養士となることが可能となったことから、条例において引用する栄養士について、所要の改正をするものです。

改正の具体的な内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、お手元の議案2ページ目をご覧ください。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めるものです。

附則といたしまして、条例の施行日を国基準の改正に合わせ、令和7年4月1日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第26号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第11、議案第27号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） 議案第27号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回改正いたします御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、被保険者証の発行を終了したことに伴い、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することから、条例の一部を改正するものでございます。

改正の具体的な内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

お手元の議案2ページ目をご覧ください。

第6条第1項中「医療保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）」を「医療保険の資格確認書又は資格の内容のわかるもの（以下「資格確認書等」という。）」に改めるものです。

第7条第2号中「被保険者証」を「資格確認書等」に改めるものです。

附則といたしまして、施行日を公布の日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第27号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第12、議案第28号 令和6年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、議案第28号 令和6年度御宿町水道事業会計補正予算（案）（第2号）について説明いたします。

このたび提案いたします補正予算は、これまで水道事業で上げた収益のうち、剰余金の一部を一般会計へ繰り出すものです。

概要は、収益的収入のうち他会計補助金及び県補助金の減額、収益的支出のうち雑支出の増額でございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条は、令和6年度御宿町水道事業当初予算の第3条に定めた収益的収入及び支出を改め、収入予算について、第1款水道事業収益を3,400万円減額し、補正後の収益的収入の総額を3億2,744万2,000円とするものでございます。

支出予算については、第1款水道事業費用を3,000万円増額し、補正後の水道事業費用の総額を4億2,906万7,000円とするものでございます。

それでは、各項目の詳細について、事項別明細書により説明いたします。

3ページをご覧ください。上段の収益から説明いたします。

収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計補助金の減額は、一般会計からの補助を受けないことから、予算額の全てを減額するものでございます。

第3目県補助金の減額は、一般会計からの補助を受けないことにより、千葉県市町村水道総合対策事業補助金も予算額を全て減額するものでございます。

次に、支出について説明いたします。

支出、第1款水道事業費用、第2項営業外費用、第2目雑支出の総額は、剰余金の3,000万円を水道事業会計から一般会計へ繰り出すものでございます。

なお、本補正予算に係るキャッシュ・フローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。

収益的支出予算に関わる部分については、業務活動によるキャッシュ・フローに影響があり、当年度純損失として1億515万2,151円の赤字が生じ、業務活動全体では5,522万9,940円の赤字となります。この結果、会計全体の資金減額は1億2,961万1,072円となり、キャッシュ・フロー全体の資金期末残高は3億3,662万2,120円となる見込みでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 水道事業会計予算については、御宿町では、これが最後の提案だというふうに理解をしております。

ただいま説明があったわけでありますが、なぜこうした作業を行うのかについて説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） まず、一般会計に繰り出す3,000万円につきましては、新年度予算に組み込まれている約7,200万円の補填に充てる3,000万円でございます。

その他3,000万円を一般会計に繰り入れる関係上、一般会計からの補助の2,000万円、その他県補助金の1,400万円、合計で3,400万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

来年度から広域において水道事業がなされるという中で、御宿町の負担金、その適正な額に資するための補正ということによろしいでしょうか。分かりました。

御宿町といたしますと、4月1日から水道事業がなくなるということで、先ほどの定員の関係も説明があったわけでありますが、住民サービスという点で、この間の説明の中では、今後は広域において説明がなされるということがあったわけでありますけれども、御宿町の広報物ですね、ペーパー、それからホームページでありますけれども、そうした中で、新しい事業は

こういうふうに進みますよということで、例えばホームページでありますとか、問合せの電話番号ですね、特に紙媒体においては、ホームページなどはQRコードですか、こうしたものがありますと、スマートフォンでも、比較的簡単に、当該のホームページ、閲覧することが可能だというふうにも伺っておりますので、そうした広報について、いま一度丁寧にしていただきたいというふうに思うわけではありますが、それについて、どういうふうに作業されていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 現在ホームページ、お知らせ版等で、今後4月1日から水道事業は広域になりますというお知らせは現在しております。

ただし、4月以降につきましては、しばらくの間、やはりどういう作業でというのを改めて協議させてもらって、ホームページなりお知らせ版で知らせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第28号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第13、議案第29号 令和6年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） 議案第29号 令和6年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）（第2号）についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ999万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億1,037万3,000円とするものです。

補正の内容でございますが、保険給付費の減少並びにこれに伴う県からの保険給付費等交付金の減額を行うほか、国民健康保険税や保険税軽減等に関わる保険基盤安定繰入金等の調整を行っております。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿って説明させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税で372万円の減額です。保険税軽減対象者の増加など、賦課状況を見据えた上で予算額の調整を行っております。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金は、歳出の療養給付費に関わるもので、療養給付費の減少に伴い1,000万円を減額するものです。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴い、総額で201万6,000円の追加です。軽減対象世帯の増加等により、公費補填となる繰入金の追加を行うものです。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は1,000万円の減額です。前年度からの繰越金や保険給付費の状況等を総合的に勘案し、繰入額を減額するものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は1,170万8,000円を増額し、収支の均衡を図りました。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は1,000万円の減額です。

3款国民健康保険事業納付金は、1項医療給付費分から3項介護納付金分まで、歳入補正に伴う財源更正です。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目保険給付費等交付金償還金の4,000円の増額は、令和5年度に出産育児一時金補助金を概算交付で受けておりましたが、実績に基づき、

国に対し交付金の返還をするものです。

以上、歳入歳出予算それぞれ999万6,000円の減額を行うものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第29号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第14、議案第30号 令和6年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） 議案第30号 令和6年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）（第4号）についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、歳入歳出101万2,000円を追加し、補正後の予算総額を10億5,026万3,000円と定めるものです。

補正の内容につきましては、介護保険料の算定基準の見直しに伴うシステム改修でございます。

詳細につきましては、予算書の事項別明細により説明させていただきます。

6 ページをお開きください。

歳入予算です。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目介護保険事業補助金ですが、50万6,000円の計上です。システム改修に関わるものであり、補助基準額に対し2分の1が補助されます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、5 目その他一般会計繰入金ですが、50万6,000円の計上。システム改修に関わる事務費繰入れとして所要額を計上しました。

以上、歳入予算に101万2,000円を追加しております。

次に、歳出予算でございます。

8 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、12節委託料で101万2,000円の計上です。老齢基礎年金の支給額の満額が80万円から80万9,000円に変更になったことを受け、令和7年度保険料算定基準額の見直しに関わるシステム改修費の追加をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第30号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで15分間休憩いたします。

（午前10時34分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 52 分）

◎議案第 31 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第15、議案第31号 令和6年度御宿町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（埤田禎久君） 議案第31号 令和6年度御宿町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1億1,430万4,000円を追加し、補正後の予算総額を42億746万3,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費を定めるものです。

第3条は、地方債の追加及び変更を定めるものでございます。

それでは、予算書の内容につきまして事項別明細に沿ってご説明いたします。

8ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分の317万5,000円の増額は、定額減税による影響額について、当初予算見込額との差額を増額するものです。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、1節森林環境譲与税の17万4,000円は、配分額の見込みを踏まえ、歳出の基金積立額と合わせて所要額を追加するものです。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、1節地方特例交付金の317万5,000円の減額は、定額減税減収補てん特例交付金の交付額の決定に伴い、減額するものです。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税の5,122万5,000円は、普通交付税の再算定に伴う減債基金積立て分及び収支の不足に対応するため、普通交付税を追加するものです。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、1節老人福祉費負担金の108万円

の減額は、老人ホーム入所措置委託事業の決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

2 節児童福祉費負担金の35万3,000円の減額は、放課後児童クラブの利用児童数の減少に伴い、所要額を減額するものです。

14款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目民生使用料、1 節こども園使用料の189万1,000円は、こども園の途中入園児数が見込みを上回ったことから所要額を追加するものです。

15款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節保険基盤安定負担金の21万円は、国民健康保険特別会計繰出金の確定に伴う増額です。

3 節心身障害者福祉費負担金の521万2,000円は、障害者自立支援事業に係る負担金で、決算見込みを踏まえ、所要額を追加するものです。

5 節被用者児童手当負担金及び6 節非被用者児童手当負担金は、いずれも児童手当支給事業に係る国庫負担金で、各事業の決算見込みを踏まえ、所要額をそれぞれ減額するものです。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節住民基本台帳費補助金の97万7,000円の増額は、個人番号カード交付事務費補助金の決算見込みを踏まえた20万円の減額と、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定による117万7,000円をそれぞれ計上するものです。

10ページをご覧ください。

3 節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の5,715万3,000円は、支給額の確定した調整給付金事業等についての交付決定に伴い、増額するものです。

2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金の50万6,000円は、児童手当支給事業に係る子ども・子育て支援事業費補助金で、児童手当支給事業のシステム改修に係る補助金の追加です。

3 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金の23万2,000円は、出産・子育て応援交付金で、出産・子育て応援交付金事業の令和7年度からの制度変更に伴うシステム改修に係る補助金の追加です。

2 節清掃費補助金の129万2,000円の減額は、小型合併浄化槽設置事業に係る補助金で、決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

16款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、1 節保険基盤安定負担金の130万6,000円は、国民健康保険特別会計繰出金の確定に伴う増額です。

3 節心身障害者福祉費負担金の68万3,000円は、障害者自立支援事業の決算見込みを踏まえ、所要額を対増額するものです。

5 節被用者児童手当負担金及び6 節非被用者児童手当負担金は、いずれも児童手当支給事業

に係る県負担金で、各事業の決算見込みを踏まえ、所要額をそれぞれ減額するものです。

2 項県補助金、1 目総務費県補助金、1 節U I J ターンによる起業・就業者創出事業の30万円
の減額は、決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

2 目民生費県補助金、3 節心身障害者福祉費補助金の58万8,000円の増額は、グループホーム
運営費補助金の申請実績に伴う増額と、在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手
当補助金の決算見込みを踏まえた減額をそれぞれ計上するものです。

3 目衛生費県補助金、2 節環境衛生費補助金の60万8,000円の減額は、地球温暖化防止対策
事業に係る住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の決算見込みを踏まえ、所要額を減額するも
ののです。

3 節保健衛生費補助金の2万5,000円の減額は、出産・子育て応援交付金の決算見込みを踏
まえ、所要額を減額するものです。

4 節清掃費補助金の137万1,000円の減額は、小型合併浄化槽設置事業の決算見込みを踏まえ、
所要額を減額するものです。

4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金の33万5,000円は、鳥獣被害防止総合対策事
業補助金について、県より内示があったことから増額するものです。

3 項県委託金、1 目総務費委託金、3 節選挙費委託金の5万円は、衆議院議員選挙に係る事
業費の確定に伴い、所要額を増額するものです。

18款寄附金、1 項寄附金、1 目指定寄附金、1 節活力あるふるさとづくり基金寄附金の500
万円は、収入見込みを踏まえ、増額するものです。

12ページをご覧ください。

19款繰入金、1 項特別会計繰入金、5 目水道事業会計繰入金、1 節水道事業会計繰入金の
3,000万円は、町水道事業会計から町一般会計への繰入れです。

2 項基金繰入金、1 目公共施設維持管理基金繰入金、1 節公共施設維持管理基金繰入金の
2,350万円の減額は、繰入れせずに運営できたため、将来の財政需要を見据え、基金繰入金を
減額し、対応するものです。

21款諸収入、2 項雑入、4 目雑入は、電算システム標準化対応に係る事業費の確定に伴うデ
ジタル基盤改革支援補助金の減額、新型コロナワクチン接種実績に伴う新型コロナワクチン生
産体制等緊急整備事業補助金の減額などにより、全体で995万8,000円の減額となりました。

3 項受託事業収入、1 目民生費受託事業収入、1 節社会福祉費受託事業収入の11万5,000円
は、後期高齢者健康診査事業の決算見込みを踏まえ、後期高齢者医療広域連合受託金を追加す

るものです。

2 節児童福祉費受託事業収入の69万9,000円は、こども園での管外保育受託の実績に伴い、増額するものです。

22款町債、1 項町債、1 目総務債、1 節庁舎施設整備事業債の30万円の減額は、庁舎照明 L E D 化設計業務委託に係る事業費の確定に伴い、減額するものです。

4 節いすみ鉄道整備支援事業債の500万円は、いすみ鉄道の脱線事故に係る復旧整備支援に対応するため、追加するものです。

5 目臨時財政対策債の247万8,000円の減額は、今年度の発行可能額の決定に伴い、差額を減額するものです。

以上、歳入予算に1 億1,430万4,000円を追加しております。

続きまして、歳出予算でございます。

14ページをご覧ください。

歳出予算につきましては、事業ごとに説明させていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は295万5,000円の減額となりました。総務管理事務費の54万3,000円の増額は、電気代の上昇による光熱水費の増額及び郵便料の価格改定の影響に伴う増額です。電算管理事務費の349万8,000円の減額は、電算機保守委託のシステム標準化対応分に係る委託料の減額によるものです。

3 目財産管理費は892万8,000円の増額となりました。町有財産管理事業の65万8,000円の増額は、旧御宿高校の電気代の上昇等により、光熱水費を追加するものです。庁舎管理事業の827万円の増額は、点検で指摘を受けた空調動力盤内の機器交換の修繕料及び自動火災報知設備受信機取替えの工事請負費の追加と、庁舎照明 L E D 化設計業務委託の事業費の確定による減額をそれぞれ計上するものです。

4 目企画費は1,260万1,000円の増額となりました。企画関係事務費の500万円の増額は、令和6 年10月発生のいすみ鉄道の脱線事故を受け、復旧整備支援のため、いすみ鉄道基盤維持費補助金を追加するものです。地域情報通信運営事業の393万7,000円の増額は、東日本電信電話株式会社の I R U 貸付料誤算出過払い分の返還金を計上するものです。ふるさと寄附受付事業の406万4,000円の増額は、ふるさと納税寄附金の決算見込みを踏まえ、各費目を追加するものです。定住化促進事業の40万円の減額は、U I J ターンによる起業・就業者創出事業補助金の申請実績を踏まえ、減額するものです。

6 目防災諸費の485万1,000円の増額は、防災無線のバッテリー交換に伴う修繕料を追加する

ものです。

7目財政調整基金積立金の1億1,000万円は、将来の財政需要に適切に対応するため、水道会計からの繰入金等も踏まえ、基金への積立てを追加するものです。

8目減債基金積立金の1,571万円は、令和6年度普通交付税再算定において、臨時財政対策債償還基金費として交付され、令和7年度及び8年度の臨時財政対策債の償還に充てるものとされていることから、基金への積立てを追加するものです。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金の500万円は、本年度の収入見込みを踏まえ、基金への積立てを増額するものです。

16ページをご覧ください。

2項徴税費、1目税務総務費の33万円の増額は、個人町民税等の過年度更正の増加に伴い、町税過年度過誤納還付金を追加するものです。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費の20万円の減額は、個人番号制度関係事務事業の郵便料の決算見込みによる減額です。

4項選挙費、4目御宿町長選挙の180万4,000円の減額及び5目衆議院議員選挙の53万3,000円の減額は、事業費の確定に伴うものです。

18ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は27万5,000円の減額となりました。社会福祉事務費の24万5,000円の増額は、会計年度任用職員の共済費の不足分と、行旅死亡人等取扱手数料を追加するものです。住民関係事務費の4万6,000円の増額は、会計年度任用職員の共済費の不足分を追加するものです。国民健康保険繰出金の201万6,000円の増額は、保険基盤安定繰出金の確定に伴う増額です。高校生通学定期券購入費補助事業の45万8,000円の増額は、遠方への通学者が増加していることから追加するものです。電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業の304万円の減額は、調整給付金の支給額確定により減額するものです。

2目老人福祉費は483万7,000円の減額となりました。老人保護措置事業の488万7,000円の減額は、決算見込みを踏まえ、老人ホーム入所措置委託料を減額するものです。介護保険事業の50万6,000円の増額は、保険料算定基準の改正に伴うシステム改修委託により、繰出金を追加するものです。緊急通報装置設置事業の45万6,000円の減額は、設置件数が見込みを下回っていることから減額するものです。

3目心身障害者福祉費は624万3,000円の増額となりました。障害者自立支援給付事業の584

万6,000円の増額は、サービス利用料の増加に伴い、扶助費を増額するものです。心身障害者福祉事務費の114万4,000円の減額は、当初予定していた基幹相談支援センターの設置が困難になったことによる委託料の減額と、在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当の申請実績による減額です。グループホーム運営事務事業費等支援事業の154万1,000円の増額は、補助基準額や国の加算額の変更に伴う決算見込みを踏まえた増額です。

4 目出産奨励費の20万円の減額は、出産育児祝金の決算見込みを踏まえた減額です。

2 項児童福祉費、2 目児童措置費の99万3,000円の減額は、マイナンバーによる情報連携に係る児童手当システム改修のための委託料増額及び児童手当支給事業における各項目の決算見込みを踏まえた減額です。

20ページをご覧ください。

3 目こども園費の601万円の減額は、こども園運営事業に係る会計年度任用職員の報酬等を、決算見込みを踏まえ、減額するものです。

4 目児童福祉施設費は336万2,000円の減額となりました。御宿児童館運営事業の11万6,000円の増額は、劣化している遊具の修繕及び壊れた一輪車を更新するための費用で、春休みに多くの子どもたちの利用が見込まれることから増額するものです。児童遊園施設整備事業の11万2,000円の増額は、御宿台区の公園及び岩和田青年館前に設置されている老朽化した遊具を撤去するため、所要額を追加するものです。放課後児童クラブ運営事業の359万円の減額は、会計年度任用職員の報酬等を決算見込みを踏まえ、減額するものです。

4 款衛生費、1 項衛生保健衛生費、2 目予防費は390万3,000円の減額となりました。母子保健事業の76万円の減額は、妊婦乳児健診受診者数の減少に伴う受託料の減額と、令和5年度母子保健衛生費の確定に伴う減額です。予防接種事業の650万円の減額は、新型コロナワクチン接種の実績を踏まえ、減額するものです。がん検診事業の63万円の減額は、がん検診の受診実績を踏まえ、減額するものです。歯科保健事業及び風しん追加的対策事業、新型コロナワクチン接種事業等の償還金利子及び割引料の増額は、事業費の確定に伴う国庫返還金です。後期高齢者健康診査事業の28万円の増額は、後期高齢者短期人間ドックの実績を踏まえ、増額するものです。出産・子育て応援交付金事業の9万2,000円の増額は、システム改修に係る委託料の増額と、出産・子育て応援ギフトの実績を踏まえた減額によるものです。

22ページをご覧ください。

3 目環境衛生費は35万円の増額となりました。環境衛生事務費の50万円の減額は、会計年度任用職員の報酬の減額です。水質保全事業の145万8,000円の増額は、堺川生活排水処理施設の

原水槽ポンプが故障したため、取替えに要する修繕料の増額と、河川水質環境検査委託料の確定に伴う減額によるものです。地球温暖化防止対策事業の60万8,000円の減額は、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の決算見込みを踏まえて減額するものです。

4 目子ども医療対策費は555万4,000円の増額となりました。子ども医療対策事業の551万4,000円の増額は、インフルエンザの流行などに伴い、医療費が急激に伸びているため、決算見込みを踏まえ、増額するものです。未熟児養育医療事業の4万円の増額は、令和5年度の事業費確定に伴う国庫返還金です。

2 項清掃費、2 目じん芥処理費の585万7,000円の減額は、ごみ焼却灰の処理単価の減や、施設の補修工事の日程調整等に伴う決算見込みによる減額と、更新時期を迎えるごみ処理基本計画策定に早期着手する必要があることから、委託料を追加することによるものです。

3 目し尿処理費の403万4,000円の減額は、小型合併浄化槽設置補助事業の決算見込みを踏まえて減額するものです。

3 項上水道費、1 目上水道運営費の2,000万円の減額は、町一般会計から町水道事業会計への補助金を減額するものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費の33万円の増額は、イノシシやキョン等の捕獲が当初見込みを上回ることに伴い、鳥獣被害防止総合対策交付金の内示額に合わせて増額するものです。

2 項林業費、1 目林業振興費の17万4,000円の増額は、24ページをご覧ください。森林環境譲与税配分額の決算見込みを踏まえ、基金積立額を追加するものです。

6 款商工費、1 項商工費、5 目町営プール管理運営費の70万円の減額は、事務事業に伴うプール施設監視・清掃業務委託料を減額するものです。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目事務局費の60万2,000円の増額は、修学旅行費の助成事業及び小中学校入学準備費用補助金を追加するものです。

2 項小学校費、3 目組合学校費の71万1,000円の減額は、布施学校組合負担金の確定に伴う減額です。

以上、歳出予算に1億1,430万4,000円を追加しております。

次に第2条の繰越明許費についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費の庁舎空調設備改修事業は、定期点検での指摘事項を解消するために早期に着手するものの、物品等の調達に時間を要することから、年度内の事業完了が困

難なため、繰越明許費に設定するものです。

消防設備改修工事は、庁舎老朽化に伴う自動火災報知設備の改修工事で、早期に着手するものの受注生産品のため、調達に時間を要することから、年度内の事業完了が困難なため、繰越明許費に設定するものです。

防災行政無線設備バッテリー交換事業は、定期点検でバッテリーの消耗について指摘を受けたことから、早期に着手するものの物品等の調達に時間を要することから、年度内の事業完了が困難なため、繰越明許費に設定するものです。

いすみ鉄道復旧整備支援事業は、令和6年10月に発生したいすみ鉄道の脱線事故を受け、いすみ鉄道基盤維持費補助金にて復旧支援を行う事業になりますが、工事等の進捗状況から、年度内の事業完了及び補助金支出が困難なため、繰越明許費に設定するものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費の物価高騰重点支援給付金事業は、国の物価高騰による住民生活への対応として、令和6年度住民税非課税世帯及び当該世帯内18歳以下児童に対し、給付金の支給を行うもので、既に着手しているものの年度内の事業完了が困難なため、繰越明許費に設定するものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費の母子保健システム改修事業は、令和7年度より新設される妊婦のための支援給付金に伴うシステム改修委託で、年度内の完了が困難なため、繰越明許費に設定するものです。

堺川生活排水処理設備改修事業は、施設内の原水槽ポンプが故障したことから、機能回復のため、早期に改修する必要があるもののポンプの生産に時間を要することから、年度内の事業完了が困難なため、繰越明許費に設定するものです。

2 項清掃費のごみ処理基本計画策定事業は、御宿町一般廃棄物処理基本計画について更新するもので、関連計画の策定にあたり基礎とするため、早期に着手するものの年度内の事業完了が困難なため、繰越明許費に設定するものです。

5 款農林水産業費、3 項水産業費の機能保全計画更新事業は、御宿岩和田漁港水産物供給基盤機能保全計画の更新において、新技術導入に係る調整に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難なため、繰越明許費に設定するものです。

続きまして、5 ページをご覧ください。

地方債の補正でございます。

追加のいすみ鉄道整備支援事業は限度額500万円で、令和6年10月に発生したいすみ鉄道の脱線事故を受け、支援する補助金に充てるもので、事業の性質から一般単独事業（地方鉄道対

策債)を予定し、充当率は100%、交付税措置率は30%です。

次に、変更の庁舎施設整備事業債及び臨時財政対策債につきましては、それぞれ限度額を変更するもので、内容は歳入予算でご説明しましたとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

3点ほど質問させてもらいます。

まず、緊急通報システムサービス業務委託、これ19ページに載っていますがけれども、これは恐らくALSOOKのシステムを使ったお年寄りの方の見守りというか、そんなことじゃないかなと思うんですがけれども、再三これは、お年寄りの方の意見を聞きまして、今固定電話方式でやっているから、どうしてもいろんな先、被害の電話がかかってくる。そういう分と、困っていると。

一方、携帯電話がはやっているわけですがけれども、当然それは結構普通になってきたみたいな感じですね。そうするとALSOOKのシステムだと固定しかできないと。何とか携帯電話方式のほうに変えていただけないかなという要望が、私は今まで何回も聞きました。そうした、どうしてもまたそのシステムを入れるために、固定電話を再度入れなきゃいけない。それはかなり負担が大きいんですね。

私もどの程度、スマホの関係……ごめんなさい、固定電話の方で何人入っているかというのが私自身はつかめていないんですがけれども、スマホと、その他は多分スマホの方が多いいんじゃないかなというなことで、入れない人もいるんでしょうけれども、そうした意味でも、時代の趨勢というか、社会的な背景というか、そういうものを考慮すると、そろそろシステムを変更してもいいんじゃないかなと。

やっぱり世帯において、単身世帯が本当に多いんですね、女性の単身世帯、男性の世帯。この人たちを、こういう方たちと申しますけれども、この人たちをやっぱりに安心して守ってあげるには、行政のこのシステム、すごく画期的だと私は思いました。使って、お一人ですから、何とか、病気か何かで倒れたということであればすぐ救急輸送をして、延命を図るような措置は必要じゃないかなと思うわけです。

いろいろシステムのことで言われても、正直言って私自身も分からないですから、少なくと

も、現在のこのALSOOKのやっている方式のほうは、導入してから何年ぐらいたっているのかなと。耐用年数はいつ頃なのかなと。もう少し耐用年数があるから少し我慢してよという話も、お年寄りの人にも言えるんですけれども、高いお金を投入しているわけですから、一概に言えないと思いますけれども、その辺のお話をお聞きできたら、担当課のほうで、説明していただければありがたいなと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） 緊急通報装置の導入がいつからかと、まずそこからなんですけれども、今直ちにいつから始まったかということがお答えできませんので、また改めてご報告させていただきます。

現在、緊急通報装置につきましては、毎月のように、若干数字は変動するんですけれども、おおむね240名ぐらいの方が常に利用をいただいております。お亡くなりになられたりとかで利用が停止される方、また、新規に申込みをされる方等プラスマイナスで、今年度についてはずっと240前後を推移をしているというような感じでございます。

毎月のように新規の申込みも二、三名はございますが、その中で停止になる方も一定程度いらっしゃるということで、今のような数字で推移をしているような状況です。

ただいま土井議員さんからご指摘がございましたように、現在は固定電話の利用については非常に少なくなっているということは承知をしております。ただ現在もご利用いただいている方も240名程度いるということで、これが全部スマートフォン版に切り替わったときには、また、現在利用されている方に対してはまたご負担になるということも含めまして、この装置、仕組みそのものが両方の形で併用する形ができるのかどうなのか、そういうところも含めまして、今後業者さんのほうとも相談、協議をしてみたいと考えております。

以上になります。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

ちなみに、ちょっとこれは今回お答えできなくてもいいんですけれども、そういう対象者の総数は、何人ぐらいいらっしゃるのかなと。今回答えなくてもいい、これは後で、先ほどの導入がいつかと一緒に結構です。かなりの人数がまだいるんじゃないかなと見受けられます。

この件について、そういう切なる皆さん思いを持っていますので、皆さんもそのうちこういうシステムを入れなきゃいけないような、時がたつとそうなるわけですから、この意義はよかったと私は思っているんですけれども、ぜひとも、もう今後も新しいシステムいろんな形で発展していますから、必ずしもステップアップしながらいくんだと思いますけれども、ひとつよ

ろしくお願いします。

次に、私は海のきれいさ、すごく前から注目していました。何とか御宿町が、この関東でも、東北も交えて、沖縄までにはいかないんだと思いますけれども、本当にきれいな海で、あそこ行ったらいいよ、沖縄並みだよと言われるような環境を持てたらなという思いが、もう、この議員を始めてからそんな思いで、何度かこの質問、いわゆる下水道事業について、質問してまいりました。

この前も、工学院大学の下田名誉教授が来たときにも、私、そんな大それたことは言えないんですけれども、そういうことがやっぱりすごく大事だよ、外から見るとそうなんだよ。私は外はあまり見ていないから、井の中は大海を知らずというふうなのかもしれませんけれども、そのツールというか、一番の浄化する方法というのは、もちろん合併浄化槽であるし、公共下水道ですね。

1か所に集中してやる、それが一番有利だと思いますけれども、次に合併浄化槽にせざるを得なかった経緯があったわけですが、その中で、今回合併浄化槽が400万円も減額しようとしているんですね。それぞれいろいろ事情はあるんじゃないかなと思いつつも、何とか全部使い切ってもらいたいなと。一つでも1基でも増やしてもらいたいなと、そんな思いをずっと持っていました。

そして、先ほどの高齢化社会になって、特に御宿町高齢化率が五十何%なんていう、県下で一番トップなんていう。それだけ皆さん、別な言い方すると、長生きできる町なんだよということなんですけれども、それは確かにそのとおりだと思います。

でも、もっと豊かな生活をするためにはどうしたらいいかなと思いますと、よそにないものをつくっていく。皆さんの協力に基づいて、完成していく。そうした中で、この400万円が、細かいことだけれども、これ積み重ねだと思うんですよね。400万円減額する。その中で、計画は何基であって、やむを得なく何基にしないと。それで減額にしようというようなことなんですけれども、一応今年度、何基の計画で、何基設置したよということを話してもらえませんか。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 小型合併浄化槽の設置の補助の関係でございますけれども、計画の件数は8基ということで予算を計上させていただきました。

実績につきましては、今年度2基の申請ということで、いずれもくみ取り槽からの転換ということで、2基補助をしております。

国・県の補助の関係で、今年度分はもう締切りになっておりますので、2基で実績ということになるかと思いますが、今年度については、リフォームのやはり物価高騰で生活経費の関係で、やっぱり相談件数も少ないような状況がございました。

また、管工事をやられる業者さんたちにもお声がけをして、少しでもそういう相談があったときには補助があるんだというようなことで、お話をいただきたいというお声がけをしておりますけれども、結果2基ということでしたので、今回減額補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 当初8基ということは、途中で修正したということですね。むしろ2基だけできなかったと、6基はできたということですか。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 計画8基、補助件数が2基ということで、6基分の未使用ということになります。

以上です。

○5番（土井茂夫君） 6基分を、だから、ちょっとくどいようですが、できなかったということですね。いろんな理由が、各個人ですから、あると思います。それはあなたのせいだけじゃないですよ。

私は、下田先生にもお話ししたんですけれども、やっぱり補助率があまりにも低いんじゃないかなと、私は考えています。もっとこの環境豊かな南房総のほうには、都市よりも、違った環境を持って、自然な関係を持っていますから、これを、補助率をかなり国・県に折衝していかない限り、私はもう個人負担はゼロぐらいにしないと、川、海はきれいにならないんじゃないかなと思うわけですよ。

課長も何年かこのことについてやってきましたので、この辺のあなたの感想というか、を聞かせてもらえたらありがたいんですけども。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 全町公園課ができてから3年ということで、3年間、合併浄化槽の設置については、いろいろお話を聞きながらやらせていただきました。

やはり、200万円程度かかる中で、補助が単独槽の5人槽の切替えで、71万2,000円程度ということで、やはり全体から見ると、半分以下というようなことでお話しもいただく方もございま

す。

その中で、日々の生活に関係することですので、転換をされる選択をされて切り替えていただいておりますけれども、私個人の感想としましては、やはり補助については上げられればいいんですけれども、全体予算、国にも働きかけておりますけれども、やっぱり、国も負担をいただいている関係で、また、間、間で基準額を上げていただいている関係で、対応していますよというようなお答えをいただいちゃうというようなことで、もう少しスムーズに、この辺の補助制度が見直せたらということで、やはりほかの市町村の例を見て、もう少し検討、研究する必要があるのかなということで、反省も踏まえまして、今感じているところでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

ぜひとも県レベル、国レベルで、要望活動を町長と共にやっていってもらいたいなど、そのように考えております。

これも下水道の問題なんですけれども、堺川の生活排水処理施設の改修工事ですか。私の記憶ではかなり古い施設じゃないかなと。昭和40年代ぐらいの施設ではないか、何年か分からないんですけれども、その施設じゃないかなと、思われるわけです。

ポンプがもう生産が遅れている。そういう受注生産だってあったら、もっと早めに注文しておいて、1個終わったら次それを替えて、代替のやつをすぐ交換するようなね、というのは、常に河川流れているわけですから、そういう対応が必要だなと。

将来的には、これは合併浄化槽は合流式の施設ですよ。これは雨水も汚水も入れている施設ですから、通常の公共下水道の分離式のやつじゃないですよ。何か見た感じは、外に排出されている水は、かなり処理されているなというのが私の印象です。それが清水川とこちらの堺川の水が出ているのを、見た目ですけれども、大分違うんだなというようなことが目視で分かる感じがします。

そういうことで、これが全部、ほとんどの施設の中は私見たことないんですけれども、すぐ近くに行って見たことはないんですけれども、かなり古い機械類を使っているんじゃないかなという、思われるわけです。よくあれをもたせているんだなということで、本当に思いがかりまして、ポンプの生産が追いつかないと、遅れちゃうということであれば、ここを改修ということは、もう必要じゃないかなという、私自身が思いがあるんですけれども、見ていない人がそんなこと言ってもいいのかどうか、申し訳ないんですけども、どうなんですかね。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 堺川生活排水処理施設ということで、まず原水槽ポンプ、あらかじめこういったものについては、時間のかかるものについては、準備が必要じゃないかというようなお話をいただいているかと思いますが、今回令和7年度の当初予算に、原水槽のポンプの更新ということで計画をしておりました。

これにつきましては、若干の異音が聞こえ、また長期的に、この機械がもたないんじゃないかと、近い先、不具合を起こすんじゃないかということで予定をしてございました。そういう経過の中で、この機械が、急遽やはり、早期に故障をしましたので、補正に切り替えて、今回計上させていただいておりますけれども、一日でも早く手配をして機能回復するようということで、補正予算を計上させていただいております。

また、あわせて、繰越明許費のほうに設定させていただいて、事業を行いたいと考えておりますので、この辺の手順については、また、ほかの機器についても異音等の様子の悪いものについては準備をさせていただいて、施設の機能が止まらないようにということで努めてまいりたいと思っております。

また、施設につきましては昭和63年に建設をされて、運用を開始しておりますけれども、やはり、この原水槽ポンプだけでなく、ほかのポンプもかなり劣化して、ただ、建設当時の処理人口からかなり減っておりますので、最小構成で、できる限り費用のかけないような形にはさせていただいておりますけれども、今後も注視しながら、止めないような方向で管理していきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

原町長。

○町長（原 宏君） 先ほど土井議員からあった下水道の問題なんですけれども、やはりきれいな海のためには河川もきれいでいならないということで、そうすると下水の話が出てくるんですけれども、この近辺でも下水道整備されている自治体は少ないということで、茂原市辺りでも、ごく一部という形で運用されていると。

それから、先日、埼玉で大きな災害が発生しておりますけれども、御宿でも、災害が発生し

た場合に、下水道施設が一気に駄目になった場合はもう大変なことになると。そうすると、個別で合併浄化槽のほうが、まだ個別の分が処理すれば何とかなるんじゃないかという、私は思っているんですけども、また下水道事業、時間がかかりますし、そうすると今度受益者負担というのが多分発生してくると思うんですね。

そういうところの分、それから整備に大きく時間がかかるということでは、まだ検討はする必要があると思いますが、今の合併浄化槽の方式が今の御宿町に合っているのではないかと私は思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 町長ね、合併浄化槽の普及率が結構低いんですよ。20%ぐらいなんですよ、御宿町。

先ほど話したように、結局受益者負担があるから、これやっぱりだんだん払える世帯が少なくなっているんですね。高齢者だから、もうこのままでいいよという感じの方がほとんどそうじゃないかな。それも先ほど話したように100万円、70万円とか80万円とか、そういうお金が負担金として払わなきゃいけないから、それがやっぱり一番のネックじゃないかなと私は思っているんですよ。

確かに、合併浄化槽はそれなりメリット、デメリット両方ありますけれども、個人的に進めていくのもその一つのいい方法なんですけれども、結局お金で、負担しておられるかが正直難しいというか、で悩んでいるんだと私は思うんですよ。私もそういうことが間違っていたら教えてくれてもいいんですよ。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 今、普及率のお話が出ましたので、多少誤解の数字が動くといけませんので、ご報告をさせていただきたいと思いますが、令和6年の12月末で、人口のほうで6,912人ということですが、汚水処理人口としますと4,686人。普及率にしますと67.80%ということで、全体を捉えております。

これにつきましては、御宿町の地域のプラントがございますので、普及率は上がってございますけれども、今現在は67.80%ということで、報告させていただきたいと思います。

いずれにしても、御宿町を含めましてということになりますので、依然水質の関係につきましては浄化槽の設置の促進という面は進めていく必要がございますので、引き続き取り組みさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 御宿台を含めたから67と言うけれども、御宿台なしだと大分下がるんじゃないですか。実際、町が整備しようとするのは御宿台以外ですから。御宿台は開発者が整備したんですから、そういう意味では、カウントの仕方としては御宿台以外の普及率というか、これは大事じゃないかなと。

そもそも御宿台は、污水处理場を処理して水路に放流していますから、だから、これを除くと50ぐらいですか、じゃ。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 申し訳ございません。全体でしか今数字を持っておりませんので、また後日でも、土井議員さんのほうには詳細なものをお話したいと思いますので、よろしくをお願いします。

（土井議員「分かりました。以上で私終わりにします」と呼ぶ）

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 10番、田中です。

23ページの子ども医療対策事業についてお伺いします。

この補正額がかなり上がっているんですね。当初予算が1,336万5,000円のところ、今回補正が548万4,000円ということで、0.5倍というんですか。1.5倍になっているんですが、この要因というのが、どういうことが要因で、これだけの補正額が上がってきているのか。それについてお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） 子ども医療対策の事業として、扶助費として、540万円を超える額、今回追加の補正をさせていただいております。

今ご質問ございましたように、理由といたしましては、まず1点が医療費の無償化につきまして高校生まで引き上げたこと、そして、その方法がこれまでは、一旦窓口でご負担いただいたものを申請していただいて償還をするという方法が、窓口負担がなくなって、全てオートマチックに町のほうから支払われるということで、申請漏れ、今まで申請されていないような、いないというか申請されなかった方の分まで、きれいにくまなく支給のほうができるようになったことが1点挙げられます。

また、病気、感染症等の関係で、今年度につきましてはインフルエンザが秋口から急激に流

行をいたしまして、なかなか病気の関係ですので、その年度によって一概に一昨年だけと対比するものではございませんが、今年度の執行状況だけで見ますと、昨年と比べて約4割増しぐらい、140%ぐらいの医療費が秋口から支出されているというような状況です。

したがいまして、3月までまだ見込みにはなりますが、まだ2月分、3月分という額が確定をしておりませんが、2月分、3月分等の不足額を踏まえた中で、今回追加の補正をさせていただいたものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） ということは、今までは本人が申請するということ、保護者が申請するということだったんだけど、病院対応、病院の窓口対応でやるようになったので、漏れがなくなるということなんですかね。分かりました。

次に25ページの入学準備金等60万2,000円、今回補正で上げていただいたんですが、保護者などから要望があって、請願等で1年間、懸案事項として、いろいろ話合いがされてきたんですが、今回補正で上げていただいたということでよかったなというふうに思っています。

ただ、これを、補助金の交付方法について、あと20日、25日ほどしかないんですけども、これについて、年度内に間に合うのかどうか。それは当然、事務については担当レベルで検討はされていると思うんですが、速やかな交付ができることを願うんですが、それについてお答えいただけますか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、まず人数からお話しします。

修学旅行の助成金につきましては、小学校が30人分、御宿小学校が27人、布施小学校が3人、中学校につきましては27人の差額分の金額を補正してございます。

これにつきましては、間もなく卒業式が行われますので、卒業式に出向いて、差額分の請求だけ、請求書だけ頂いて、そもそももう先に申請はいただいておりますので、差額分として請求書を頂いて、振込をするという形で考えております。

その次が、入学のお祝い金の関係です。

これにつきましては、商品券でお渡しをしておりますので、これは在校生でございますが、ものを実際にお渡しをして、町からのお祝いですよということで、いつも渡しておりますので、渡したときに受領印をいただいています。その受領印を、今のところ、学校がいいのか役場がいいのかまだ、話は決定していませんけれども、学校がよければ学校のほうに日にちを決めて、

取りに来ていただくという形で、直接お渡しをするという形で考えております。

人数が、小学校が御宿小学校16人、布施小学校が4人、中学校が32人ということでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 分かりました。

修学旅行費については振込をするということなんですが、それについては、予算措置しなくて大丈夫ですか。

今余分なことをちょっと考えたんで、振り込みますというお話だったんですけども、当然振込手数料もかかってくるんじゃないかなということをちょっと懸念しましたので。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 今年中に処理しますので、かからない予定です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬です。

先ほど土井議員のほうから浄化槽のお話があったんですが、その何段か上にある水質保全事業について、この増額について少し教えていただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

（「ごめんなさい。23ページ」と呼ぶ者あり）

○全町公園課長（伊藤広幸君） 水質保全事業の増額というのは。

（発言する者あり）

○全町公園課長（伊藤広幸君） 失礼いたしました。この水質保全事業の修繕料につきまして、先ほどお話が出ました堺川の生活排水処理施設の原水槽ポンプの修理分ということで、全額が173万8,000円ということで、ほかにはございません。

河川の水質検査の契約の差金と合わせまして水質保全事業が145万8,000円という額になっておりますけれども、その2点ということでございます。

○議長（滝口一浩君） 2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬です。

それでこの水質がどのように変化しているかということを併せてお願いします。よくなっているとか、悪くなっているとかということが分かれば教えていただきたいです。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 水質の検査の結果につきましては、手持ちがございませんので、今ここで幾つということとはちょっとご報告できませんけれども、これ土井議員さんが先般、要望されまして、町のホームページのほうに、毎年実施します結果については掲載をさせていただいてございます。今年度分につきましてはまだ結果が取りまとまっておりませんので更新しておりませんが、これまでの各河川の結果については掲載しておりますので、また、そちらをご覧くださいだと思います。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬です。

まだ今年度分は分かっていないということで、承知しました。ありがとうございます。

それから、次のページの25ページの町営プールに関してなんですが、ちょっとプール運営委員にもなっているので、これがなぜ、僅かですけれども委託費用が70万円減額になっているか、教えてください。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 町営プール運営事業で70万円の減額でございますけれども、これにつきましては施設の監視、清掃業務委託でございまして、夏が終わって監視していただいた費用、それと開設前、開設後の撤収といいますか、清掃。それと閉園に関する費用でお手伝いいただいたんですけれども、残りの差金を減額するという内容でございます。

入札でやっておりますので、入札差金として減額するものでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 質疑の途中ですが、ここで午後1時30分まで休憩いたします。

（午後12時00分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時29分）

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

11ページ、これは寄附金であります、活力あるふるさとづくり基金寄附金ということで

500万円でありますか、計上されておるわけでありましたが、現在まで基金は、本年度ですね、幾らぐらいまで積み上がっているのでしょうか。

それから、ホームページにもこの基金については掲載されておりまして、寄せられたお金とともに温かいお言葉がたくさん掲載されておるわけであります。先般、このことについて議会で幾つかお話をさせていただきましたが、町長は当時ご覧になられていないということがあったように記憶をしております。原町長におかれましては、この活力あるふるさとづくり基金について、どのようにこの基金について受け止めておられるのか、また、基金と共に寄せられたお声については目を通しておられるのかについて、併せてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埴田禎久君） お答えいたします。

ふるさと基金ですが、当初予算が4,500万円のところ、3月3日現在で4,369万7,500円です。お米が順調でして、4,500万円を超えるという見込みで500万円を補正させていただきました。

あと言葉なんです、申し訳ありません、まだ私のほうから町長にはお渡ししていない状況です。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 今課長が言われたとおり、ちょっと私も聞いておりませんでしたので、申し訳ございません。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

貴重なお金であり、お言葉でありますので、ぜひ目を通していただければと思います。

次に移ります。15ページであります、企画費であります。

企画関係事務費、いすみ鉄道基盤維持費補助金ということで500万円という計上でございます。これ、いすみ鉄道のことであろうと思いますが、この事業内容ですね、修理ということであると思いますが、総額幾らなのか、そのうち御宿町負担分が幾らなのかということで、総額ですね、工事内容ですね。

それから、このいすみ鉄道の再開の時期、先般の協議会ではまだ未定というようなご説明であったかと思いますが、見通し等ですね。

それから、併せて今般も途中までの整備ということもあったようでありますけれども、今回の修繕と申しましょうか、工事費の工事の概要など、それから総工費など、説明をいただければと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） お答えいたします。

今回の脱線事故の復旧に係る工事費でございますが、約３億円という金額が示されております。

工事の内容でございますが、枕木の交換と、枕木と線路のつなぎ目の確認でございます。

工事の進捗状況といつ頃復旧できるのかということにつきまして、いすみ鉄道に問い合わせましたところ、まずは利用者の多い大原駅から大多喜駅間における老朽化した枕木の交換工事等を進めながら、線路設備の詳細な調査や施工スケジュールなどの調整を鋭意進めているものの、現段階では復旧時期をお知らせすることが困難な状況であるというふうな回答をいただいております。

戻ってしまいますが、先ほど３億円と申し上げましたが、内訳としましては、大多喜町が管理している基金から１億円、千葉県が１億円、夷隅郡市２市２町で１億円でございます。

大多喜上総中野間につきましては、この大原大多喜駅間の工事の進捗を見ながら検討していくということになっております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ８番、石井芳清君。

○８番（石井芳清君） ８番。この脱線事故の復旧に関して、ニュース報道などでは、いすみ鉄道の管理ということで、専門的知識を欠いていたのではないかというような報道があったように伺っております。そうしますと、今後もまたこうした事例が発生する可能性もあるというふうに考えるわけですが、そうした報道内容について、それが事実なのかどうかについて、情報があればご回答いただければと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） いすみ鉄道の社員につきましては、ＪＲのＯＢですとか、そういう方が来ていますので、専門知識はあるんだと考えております。

今後につきましては、ＪＲが関わってくれるということで、それと千葉県のほうも人的な面でもちょっと力を入れていきたいということを言っておりますので、そういった面で改善が行われると思っております。

○議長（滝口一浩君） ８番、石井芳清君。

○８番（石井芳清君） ８番、石井です。

実際の走らせる方々と、それからあと管理体制ということで、実際走らせる方々はＪＲＯＢ

ということで専門知識を有するということでありますけれども、2番目の管理体制、そこについてはJ R、そしてまた県からも人的配置を含めた支援をいただけるというような内容ということで、逆に言うと、その管理体制の部分でやはり専門的知識を欠いていたのではないかなというような内容かなというふうに思いますし、それについては今後対応されるというような答弁であったかと思えます。分かりました。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） J Rからは人的な配置ということではなくて、人的な協力ということでございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

了解いたしました。

次に移ります。同ページの地域情報通信運営事業ということで、I R U賃貸借料過払返還金393万7,000円という計上でありますけれども、この内容について説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） お答えいたします。

これは、ひかり加入数の集計誤りによるI R U賃貸借料の過払いについてということで、過払いというのはN T T側から見て過払いということでございます。N T Tより報告されておりますI R U賃貸借料の算出の基となるひかり加入数について、実数より過大となる誤りがあったことが判明いたしました。それに伴い、支払い済みのI R U賃貸借料について過払いが生じておりました。このたびN T Tより話があり、過払いになってしまった金額の精算をするものでございます。

発生原因は、平成27年2月よりI R Uエリアでも提供開始となったコラボレーション光の加入数をN T Tが提供するI R Uエリアにおけるフレッツ光加入数と合算して報告する際に、I R U提供エリア外、これは御宿台のことでございますが、のコラボレーション光加入数を誤って加算してしまったこと、もう一つはコラボレーション光に関する移転データの集計漏れがあったことの2点でございます。

期間は平成27年2月から令和5年3月までの8年2か月間でございます。I R U賃貸借料の過払い額は393万6,316円税込みでございます。

再発防止策としましては、算出方法の見直しと確認方法の見直しを行ったということでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

NTTですか、企業名は。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 失礼しました。東日本電信電話株式会社千葉支店でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

かつては公社ということであったかと思います。大変大きな会社であり、ただいまの説明はなかなか納得し難い内容で、個々一件一件明確な契約ですよ、光の加入においては、というふうになっているかと思います。どうしてこうしたことが起きてしまったかということなんですけれども、一つは御宿台地区を入れてしまったと。もう一つは、計算漏れがあったというような説明でした。

繰り返しますけれども、ひとつひとつが契約によってなされているかと思いますので、計算漏れを起こすということ自体がよく分からないんですけれども、どうしてこうしたことが起きたかということでは、改めてその分についてはどういう説明がなされたのか。いま一度、承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） こちらにつきましては、人的なミスということでございました。先ほど算出方法の見直しというお話をさせていただいたんですが、従来は千葉支店で独自に集計を行っていたと。今後は本社と共に算出を行っていくということでございました。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

企業、いわゆるコンプライアンスという言葉が言われていると思いますけれども、改めて、これも支払うということになれば、返金と申しましょうか、改めてその辺も含めまして毅然とした対応を求めたいというふうに思います。

それから、関連ではありますけれども、町民からのフレッツ・テレビということですね、そういうサービスの要望もあるわけでありまして。そうしたことも含めまして、フレッツ・テレビのサービス開始、そうした要望も町民から来ているわけでありまして、こうしたことの

二度とないということと併せまして、サービスの追加、拡充を求めてもらいたいと思いますが、それについてはどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埴田禎久君） 9月議会で採択されましたフレッツ・テレビサービスの提供についての請願への対応についてお答えさせていただきます。

請願内容は、町長に対しN T T東日本株式会社及びスカパーJ S A T株式会社により配信されているフレッツ・テレビサービスについて、御宿町光ファイバー網への提供を要望し、N T T東日本への強い働きかけを求めるものです。このことについては、昨年、N T T東日本の担当者の方に来庁いただき、要望の内容説明をいたしました。

N T T東日本さんからは、御宿にフレッツ・テレビサービスの設備を導入した場合、どの程度の加入者が見込めるか試算し、年度内には報告したいとの話がございました。定例会後、3月24日に来庁される、町長にお会いになるという予定になっております。

今後は、その報告を受けて対応を検討したいと思います。また、報告を受けた際は、請願者のほうへもお知らせをしたいと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

特にフレッツ・テレビですね、衛星放送にてテレビを受信されている方もいらっしゃいますけれども、やはり線状降水帯でありますとか、台風、こういうときには衛星放送は受信できないときが度々ございます。そういうときこそ、やはりテレビ放送というのはリアルな情報提供の手段ということで、組合以外の方もやはり需要と申しましょるか、必要性というのはあるというふうに理解をしておりますので、強く実現ができるよう求めていただければと思います。

次に移ります。19ページであります、社会福祉総務費の中の電力・ガス・食料品価格高騰重点支援給付金事業ということですが、304万円の減額提案となっております。この事業でありますけれども、総額幾らであったのかと、それからどの程度実施できたんでしょうか、見込み数と、今般減額処理をするわけありますから、一定、事業としては執行済みだというふうに思うんですけれども、その事業内容について説明を求めたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埴田禎久君） お答えいたします。

これ調整給付と呼ばれているものでございます。6月定例会で補正を計上させていただきます

した。令和6年所得税、令和6年度住民税分で定額減税し切れない方への給付、所得税が3万円、住民税が1万円でございます。実績といたしましては1,351人、金額で5,311万円でございます。

こちらにつきましては、補正後に対応いたしまして、昨年内には支出を終了いたしております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

了解いたしました。

次に移ります。23ページであります。先ほど、衛生費の中でありまして、まず小型合併浄化槽設置事業ということでありまして、幾つか先ほど質疑を聞いていた中で、改めて確認をしたいのは、たしか千葉県が汚水処理適正化計画の中で全体的な見直しを図りまして、かなり前までは下水道ということも、本町の計画の中に入っていたかと思っておりますけれども、この地域を含めまして、ほぼ南房総半島太平洋側においては、合併浄化槽で浄化を行うという計画にたしか変更したというような記憶があるわけでありまして。

御宿町は、御宿台が公共下水道ということで区域になっておりますが、それ以外については、その当時合併浄化槽等で処理を行うということで、計画もたしか変更したというような記憶があるわけでありまして、それについて確認をしたいと思っております。

当時から大分年月がたっております。当時も計画変更はしたんですけれども、特段新たな補助事業、国・県を含めてないという中で、あまり進捗状況としては進んでいないような記憶があったわけでありまして、年度が進んだ中で、新しい補助事業とか、そういうものがつくられているのかも含めまして、説明を受けたいと思っております。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 今のご質問につきましては、県の全県域汚水適正処理構想の関係だと思っておりますけれども、千葉県の南部はご承知のとおり、合併浄化槽に転換ということで一斉に変更してございます。

御宿町も夷隅郡内も合併浄化槽でいくということで、タイミングにつきましては御宿町の汚水処理適正構想、これと同時期に調整をかけております。

それから、新たなメニューというものについては、この地域に適用できるものについては、新たにできたというのは承知しておりません。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8 番、石井芳清君。

○8 番（石井芳清君） 8 番、石井です。

了解いたしました。

合併浄化槽で行う計画になっているということは確認をいたしました。

また、特段新たな補助事業がないということで、そうしますと、進捗率としましてもなかなか厳しいものがあるのではないかなと思いますが、非常に大切な事業であるというふうに思いますので、引き続き有利な条件があるかどうかとも研究も重ねていただきたいと思います。

次に移ります。同ページのじん芥処理費の中のごみ処理基本計画策定業務委託ということで 564万3,000円が補正対応となっておりますけれども、これ市原にごみの焼却を移管する作業も含めてだと思えます。これに関することと、併せて、この間、御宿町はごみの分別処理ということ、燃やすごみの減量化にたしか取り組んでおったかというように思うわけでありましてけれども、このごみ処理基本計画において、さらにそうした分別リサイクルについても踏み込んだ計画にするのかどうかも含めて説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） ごみ処理基本計画策定業務でございます。こちらにつきましては、平成23年から平成37年度、いまでいう令和7年度までの計画が最終年を迎えるにあたりまして、一般廃棄物ごみ処理基本計画を更新するものでございます。これに併せて関連計画の策定にあたり基礎とするために、今回補正予算として計上させていただいております。

また、早期に着手するものの、年度内完成が困難なため、繰越明許費を設定させていただいております。

この計画につきましては、分別について、これまでのごみの量の振り返り、これからの推計、それから分別の方法、減量化、それから最終処分までを含めたごみの計画を策定する予定でございます。

減量化につきましては、市原市に今後広域処理をお願いするような形で進んでおりますので、それと整合性を合わせながら、この計画、御宿町の将来のものをつくっていくというような内容になります。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8 番、石井芳清君。

○8 番（石井芳清君） 8 番、石井です。

了解いたしました。

次に、同ページであります、農林水産事業費の中で、鳥獣被害防止総合対策事業ということで、鳥獣被害防止総合対策交付金33万5,000円の増額となっております。年度当初の予定数、それから、今回補正になった部分を含めまして、これまでも捕獲数など、計画を、予算額を超えた部分についても補正対応していきたいという答弁を過去にいただいたと思います。その結果だろうと思うわけでありまして、この事業について、それから補正内容について説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 今回、鳥獣被害防止総合対策事業ということで33万5,000円補正させていただいておりますけれども、当初全部で936頭予定していたところでございます。その中で、年度末までの見込みとして1,100頭の見込みということで、約170頭増えるということから、県に申請いたしまして内示を受けましたので、その分増額ということになります。

以上となります。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

従事者数もたしか変更というか、増えているのではないかなと思うんですけれども、その辺のところについては、これについても、年度途中を含めて、申請があった場合は増やすべきではないかという住民からの要望がありましたということは記憶されているかと思います。

もう1点でありますけれども、住民から請願をいただきまして、動物に由来した感染症対策でありますけれども、これについてはどのような準備がなされているのか、またしていくのかについて、併せて承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） まず、従事者数については、既定予算の中で増えているところでございます。具体的に申し上げますと、昨年度から従事者数が4名増えてございます。また、年度末までに、最近またお一人増えておりますので、30名というところでございます。

それと請願におかれまして感染症予防というところでございますけれども、なかなか具体的な、効果的なものというのは見つからないんですけれども、例えば従事者が増えたときに、こういった状況もありますので注意してくださいとかというお知らせ、それと広報のお知らせ等を丁寧に行っていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第31号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案31号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第16、議案第32号 令和7年度御宿町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） 議案第32号 令和7年度御宿町国民健康保険特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

初めに、国民健康保険の加入状況等でございますが、お手元の添付資料、予算概要の8ページをお開きください。

資料上段は、令和5年度末の加入状況でございますが、世帯ベースでは、世帯総数3,673に対し1,360世帯、加入率では37%。加入者ベースでは6,951人に対し1,964人、率にして28.3%の加入となっており、加入率は年々減少傾向にございます。

それでは、予算（案）について説明いたしますので、予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,841万8,000円と定めるものです。前年度に比べ3,613万5,000円の減、率では3.6%の減です。

第2条では、一時借入金について定めたもので、限度額を6,000万円といたしました。

第3条は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、予算の執行上、項をまたいで流用できる経費として保険給付費を定めております。

予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、予算書の6ページをお開きください。あわせて、予算概要の6ページをご覧くださいと思います。

歳入予算です。

第1款国民健康保険税は、総額1億5,749万7,000円を計上し、前年度に比べ1,352万円の減、率にして7.9%の減となりました。

国民健康保険税は、県に納付する国民健康保険事業納付金の財源として、被保険者に負担していただく目的税であり、所得割、均等割、平等割の3方式により算定いたします。内訳ですが、1目国民健康保険税は1億5,739万8,000円を計上しており、被保険者数の減少などから、前年度比1,352万円の減少です。保険税の明細につきましては説明欄のとおりでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、現行制度では廃止されているものの、経過措置として、滞納繰越分につき前年度と同額の9万9,000円を計上しています。

2款使用料及び手数料は、督促手数料として3万円を計上いたしました。新規賦課分は廃止となりますが、過年度賦課分に係る督促手数料として計上しております。

3款県支出金は、総額で対前年度比2,651万2,000円の減、率で3.6%減の7億1,413万7,000円を計上しました。減額の主な要因は、被保険者数の減少等による保険給付費の減によるものです。内訳で、1節普通交付金は歳出の保険給付費のうち、療養給付費、高額療養費、高額介護合算療養費に充当されるもので6億9,541万5,000円の計上。

2節特別交付金は、医療費の適正化や財政安定化への取組、さらには特定健診等の県負担金などで1,872万2,000円を計上しています。

4款繰入金は、総額9,717万9,000円を計上しました。前年度に比べ1,508万9,000円増加しておりますが、今後の国保財政の安定化を見据えた上で、財政調整基金からの繰入れを増額し、被保険者の税負担の抑制に努めたことによるものです。内訳で見ますと、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で6,217万9,000円を計上、前年度に比べ8万9,000円の増です。標準化に伴い、納付書様式等の変更による事務費繰入れの増が主な要因です。

予算書8ページをご覧ください。

2項基金繰入金ですが、財政調整基金繰入金で3,500万円を計上しました。前年度に比べ1,500万円増額し、被保険者の税負担の抑制を図ります。

5款繰越金ですが、前年度からの純繰越金として871万9,000円を計上し、収支の均衡を図っ

ております。

6 款諸収入は、延滞金や第三者納付金など総額で85万6,000円を計上しました。前年度と同額の計上です。内訳で見ますと、1 項延滞金加算金及び過料は、延滞金として5万円を計上しました。

2 項雑入ですが、1 目第三者納付金で50万円の計上、2 目返納金1,000円は科目の設定です。

3 目雑入は、特定健康診査受診者負担金などで30万5,000円を計上しています。

以上、歳入予算総額9億7,841万8,000円です。

続いて、歳出予算です。

予算書10ページをお開きください。

1 款総務費は、国保支弁人件費のほか、徴収費や運営協議会など事務管理経費に係るもので、総額1,792万1,000円を計上しました。内訳で見ますと、1 項総務管理費は、職員人件費や国保事務費に係るもので1,598万3,000円の減少、前年度に比べ68万9,000円の増となっておりますが、事務処理標準化対応のためのシステム改修や、金融機関における振込手数料の発生によるものです。

2 項徴収費は186万8,000円で、前年度と比較して98万5,000円の増です。増額の主な要因は、標準化に対応した納付書等の印刷製本費の増加です。

3 項運営協議会費は、国保運営協議会委員の報酬で年4回の開催を見込み、前年度と同額の7万円を計上しています。

10ページ下段から12ページにかけ、2 款保険給付費ですが、総額で6億9,741万8,000円を計上、前年度に比べ2,605万2,000円の減、率にして3.6%の減となりました。医療の高度化により1件当たりの額は上昇傾向にございますが、被保険者数の減少等により保険給付費としては年々減少傾向にあります。内訳で見ますと、1 項療養諸費ですが、6億54万9,000円で前年度比2,220万2,000円の減です。被保険者数の減少を見込むとともに前年度の実績値等を考慮し、見積もりました。

2 項高額療養費ですが、9,486万6,000円を計上しました。療養諸費同様、被保険者数の減により前年度に比べ385万円の減少です。

3 項移送費は、科目の設定です。

4 項出産育児諸費は、手数料を含め100万1,000円、前年度同様2名分を計上しております。

5 項葬祭諸費ですが、前年度同様20件分を見込み、100万円の計上です。

6 項傷病手当金は、コロナ感染における傷病手当制度で科目の設定です。

予算書は14ページをお開きください。

3 款国民健康保険事業納付金ですが、総額 2 億 4,066 万 8,000 円の計上です。県において、県全体の医療費、後期高齢者支援金及び介護納付金の見込みを基にして、各市町村の医療費や所得水準、また被保険者数などに応じて納付額を示すものです。

1 項から 3 項までそれぞれ所要額を計上しました。前年度に比べ 1,239 万 9,000 円の減となっておりますが、県全体においても被保険者の減少により医療費の総額は減少するものと推計されたことによるものです。

4 款保健事業費は、人間ドック助成や特定健康診査に係る費用など、総額で 2,089 万円を計上しました。

1 項保健事業費は、短期人間ドックの助成金に係るもので、実績等を踏まえ 400 万円の計上です。対象事業費に対し 7 割を助成するもので、上限額は 5 万円です。

2 項特定健康診査等事業費は 1,689 万円を計上し、前年度比 125 万 3,000 円の増額です。説明欄の下段になりますが、生活習慣病重症化予防業務委託を新規に計上し、重症化予防の充実を図ります。財源は県の特別調整交付金にて全額措置されます。

5 款基金積立金ですが、財政調整基金積立てに係る科目の設定です。

予算書 16 ページに移り、6 款諸支出金ですが、過年度分に係る保険税還付金及び還付加算金として 52 万円を計上しました。

7 款予備費ですが、前年度同額の 100 万円を計上しております。

最後に、共同事業拠出金につきましては、退職者医療制度の経過措置に関する事務費用を支払うため科目の設定をしておりましたが、経過措置の終了に伴い、廃除科目処理を行っております。

以上、歳出予算総額 9 億 7,841 万 8,000 円の計上です。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8 番、石井芳清君。

○8 番（石井芳清君） 8 番、石井です。

国民健康保険税、当初予算であります。6 ページ、歳入、国民健康保険税 1 億 5,739 万 8,000 円ということでありませうけれども、これを予算概要書の 11 ページ、12 ページでしょうか、国民保険税率ですね、こちらの算定によって世帯ごとの国保税が決まるということで、実質的

には6月末でしょうか、確定後に算定されるというふうに理解をしておりますけれども、今説明の中で、概要書の8ページ、加入者数、世帯数も被保険者数も下がっていると。それから9ページ、ここで医療費等の推移ということで、元年から5年度までの表が載っておりますけれども、ここで1人当たりの医療費も、ここ数年の中では5年度値で低い値になっていると。それから、入院、入院外等もやっぱり低い値になっているということだろうと思いますね。そうしますと、実質的な算定額で、負担としては、新年度においては現年度よりも低いことが予想されるということの考えでいいかどうかということですね。

それと、その値というのは、県内の中でどういう水準になっているのかについて承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） まず、今回、新年度の国民健康保険特別会計予算を編成するにあたりまして、今議員おっしゃられたように、全体の医療費の水準ですとか、被保険者数の状況、また、医療給付費の動向等を見据えた中で、どの程度のご負担をいただくのかということを検討しながら税の設定を行っております。税率につきましては、昨年度と変更はございません。

1人当たりの負担額が減るか減らないかということで申し上げますと、予算の段階ベースにおいては前年度と同率の負担額というところで調製をさせていただいておりますが、これについては医療費がどうしても大きい、すごく重度の病気をされますと急激に上がったとか、そういうケースもございますが、国民健康保険のみならず、健康予防施策全体として、ご高齢の方から若い方までを含めて、町内のほうでいろんな予防施策を実施しております。そういう中で、町民の健康づくり、予防施策がひいては医療費の抑制につながるものと考えております。

そうした中で、保険税負担の水準が県内としてどういう水準にあるのかというような最後のご質問でございますが、保険税の負担の水準そのもので申し上げますと、令和6年度、令和7年度ともに、県内では一番低い負担の水準のカテゴリーにいるものと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

了解いたしました。

今、物価高騰の中で、食事など、努力をして軽減できるものはそれぞれしているんですけれども、もう限界を迎えているという声も多く聞きます。昨日は確定申告に見えられまして、も

うこれ以上努力できるところはないよと、だけれども、税金高いねと、何とかならないのかと。少なくとも医療とか介護とか受けていないんだったらば、何かお祝い金ぐらいもらったっていいんじゃないかという声まで出るようになったというのが実態でございます。

今、説明によりますと、国保の負担水準としては県内の最低レベルということでありましてけれども、町民はほかと比べるわけにはまいりません。生活実感として大変厳しいところまで追い込まれているのが実態であります。

また、昨日の一般質問でも触れましたが、今、国において国家予算が審議されておるわけでありましてけれども、先般の報道によれば、与党含めて3党合意で医療費等4兆円の削減というのが合意をなされたというような話も伺っております。

そうしますと、過去1兆円削減という時期もあったようでございますけれども、そのときも医療、福祉、大変な事態になったわけでありましてけれども、それを4倍化するという中と、今の状況の中では、町民の苦労というのはさらに増えることも予想されております。

また、今、今年の予算というか、医療の状況によっては負担状況も変わることもあるやに説明があったわけでありましてけれども、今後、国保の算定においては、やっぱりそうした町民の暮らしの実態を見極めていただいて、なるべく負担のないような手段、またそういうことを講じていただけることについてどう考えるのかについて、考え方について承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） 今、石井議員さんおっしゃられましたように、国民健康保険の保険料の水準そのもので申し上げますと、今のところ御宿町については保険料の負担の水準としては県内では低く抑えられている実情がございます。しかしながら一方で、低所得者等における物価高等によって生活に影響がある方については、全国的にも給付金を支給するというような形で、世の中、生活そのものについては決してゆとりが出てきているというわけではないというような状況も、一方で承知をしております。

そういう中で、医療費の抑制、これは総合的な取組になりますが、医療費の適正化ということで、レセプト点検等の充実ですとか、また予防施策の充実、そういうところも総合的に含めながら、医療費の抑制を図ると同時に、国民健康保険事業会計が安定する以上、財政調整交付金等とのバランスの中で、住民の方にご負担をいただく水準を可能な限り低く抑えていけるような工夫をしていければと考えております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬です。

9月の決算のときにもお話ししたかと思います。行政にとってとても耳の痛い話をしたので、その後、調べていただいたりしているのかと思っていますので、また繰り返しお願いします。

この医療費の推移については、行政の努力と、それから保険者数が減ったことで医療費は減っているのかと思います。私自身も努力しておりまして、この10年で恐らく病院に行ったのは皮膚科に一度行っただけだと思っています。ですから、生活改善を指導していくことによって医療費は抑えられるものだと私は考えています。

それと、そのページをめくってもらって10ページです。

そのとき、9月のときに話したかと思うんですが、出生・死亡関係の推移。令和2年には感染症の流行があったということになっていますが、死者数は全く増えておりません。1人ですね。その後、mRNA遺伝子製剤の注射が始まった令和3年から急激に死亡者数が増えております。それで、十何%から20%ぐらいの超過死亡が出ているのが見て取れます。そのときも言ったと思いますが、これ、二、三十人だとぴんとこないのかもしれませんが、これ国レベルで見ますと年間10万人を超えるような数字になっているはずですよ。

私も気になって、ずっと人口動態を見ていましたけれども、元年、2年に比べると超過死亡が10万人以上毎年増えていて、40万人ぐらいまでは僕もカウントしていたんですけども、恐らく、その後、令和5年とか6年とかになると、もう50万人とか60万人とか超過死亡が出ているはずですよ。

これ僕も何度も厚労省に問い合わせたんですけども、なぜこんなに超過死亡が出ているのかと聞いても、答えは調査中だと。令和3年から増えているのが、今この令和7年に聞いてもまだ調査中だという返答しか返ってこないんです。

ですから、この超過死亡については皆さんもちゃんと調べていただいて、どんなことが起きているのか。確かに高齢化しているんで、死者数がほんの少しずつ、国レベルだと数千人とかずつ増えていくのはおかしくないんです。ずっとデータを見ていくと、5万人増えた年があって、その年は何があったかという東日本大震災があった年です。それ以外は大体1,000人ずつ増えていくぐらいで済んでいるんですけども、そうならない現実があるので、これ何でこう増えたのかと聞いても、きっと答えられないと思うんです。でも、ぜひ調べていただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） なかなか死亡の原因というものが、今、岩瀬議員さんもおつ

しゃっていただきましたが、お答えしづらいというか、なかなか分からない、今の段階では分かりませんが、今ご提言いただいた内容については、事務方としても注意深く見守りながら、いろいろな情報に目を傾けていければというふうに考えております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第32号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第17、議案第33号 令和7年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） 議案第33号 令和7年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から県内の市町村で設立した千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営をしているものです。保険料率は、千葉県内均一であり、2年ごとに見直しが行われております。

初めに、制度の概要から説明いたしますので、予算概要の3ページをご覧ください。

資料の上段になりますが、令和7年度の保険料率につきましては、前年度と同様であり、均等割額が4万3,800円、所得割額は9.11%となっております。

一方、賦課限度額については73万円から7万円増の80万円となっております。

保険料の軽減につきましては、経済動向等を踏まえ、5割軽減と2割軽減の判定所得基準額が拡大されております。

加入者の状況でございますが、予算概要の5ページをご覧ください。

一番下段になりますが、令和6年度12月末現在における被保険者数は2,178人となり、高齢化の進行により年々増加傾向にあります。

それでは、予算（案）について説明いたしますので、予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億919万5,000円と定めるものです。前年度と比較いたしますと737万1,000円の増となりました。増額の要因は、被保険者数の増加に伴う保険料及び基盤安定繰入金の増加を見込んだことによるものです。

予算の詳細につきましては事項別明細書により説明いたしますので、予算書の6ページをお開きください。あわせて、予算概要の4ページをご覧くださいいただけますと思います。

まず、歳入予算です。

1款後期高齢者医療保険料は1億6,921万3,000円を計上し、前年度に比べ608万3,000円の増、率にして3.7%の増加です。増加の主な要因は、被保険者の増加や賦課限度額の引上げによるものです。

2款使用料及び手数料は、督促手数料として1,000円を計上しました。新規賦課分に係る督促手数料は廃止となりますが、過年度賦課に係る督促手数料として計上したものです。

3款繰入金は、町一般会計からの繰入金で総額3,946万4,000円を計上しました。内訳で見ますと、1目事務費繰入金は79万9,000円で、前年度に比べ25万5,000円の増加。増加要因といたしましては郵便料の上昇や納付書等の印刷費の増加によるものです。

2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を公費で補填するもので、前年度比103万3,000円増の3,866万5,000円を計上しました。

4款繰越金ですが、前年度からの繰越金として1万円を計上し、収支の均衡を図っております。

5款諸収入ですが、1項延滞金及び過料は、科目設定として1,000円の計上です。

2項償還金及び還付加算金は、前年度と同額の50万5,000円を計上しました。前年度保険料の賦課更正により、過納付分について広域連合から還付されるものです。

3項雑入は科目の設定です。

以上、歳入合計2億919万5,000円です。

続いて、歳出になります。

予算書 8 ページをお開きください。

1 款総務費ですが、総額で79万9,000円を計上しました。前年度に比べ25万5,000円の増となりますが、郵便料の上昇や納付書、封筒等の印刷製本費の増加が主な要因です。内訳では、1 項総務管理費、1 目一般管理費で20万5,000円の計上、後期高齢者医療保険制度に係る事務用消耗品や資格確認等に係る郵便料などです。

2 項徴収費、1 目徴収費は59万4,000円で、前年度比25万1,000円の増です。徴収事務に係る郵便料や納付書及び封筒の印刷費等を計上しております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、2 億788万円で、前年度比711万6,000円の増です。保険料や軽減措置の状況等を踏まえ、後期高齢者医療広域連合により納付額が通知されるものです。

3 款諸支出金ですが、前年度と同額の総額51万6,000円を計上しました。内容といたしましては、1 項償還金及び還付加算金で50万5,000円、過年度分に係る保険料還付及び還付加算に対応するための費用です。

2 項諸支出金、1 目一般会計繰出金 1 万1,000円は、前年度分の督促手数料等について一般会計に精算繰り出しするものです。

以上、歳出予算総額 2 億919万5,000円の計上です。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第33号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第18、議案第34号 令和7年度御宿町介護保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） 議案第34号 令和7年度御宿町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、被保険者や認定状況等でございますが、お手元の添付資料、予算概要9ページをご覧ください。

令和7年度は、第9期介護保険事業計画の2年目を迎えます。上段資料④でございますが、令和6年12月末における65歳以上の人口は3,537人、高齢化率は51.2%となっております。中段資料⑤の認定者の状況ですが、65歳以上人口3,537人に対し、483名の認定、認定率では13.7%となっております。

特徴といたしましては、要介護4、5の方について減少傾向が見られるなど、重度化の防止や予防施策への取組の効果がうかがえます。

また、サービス利用の状況ですが、予算概要10ページ、資料の上段⑥にまとめておりますが、利用率で73.9%となっており、居宅系サービスの利用者数は若干増加しております。

それでは、予算案についてご説明いたしますので、予算書の1ページをご覧ください。

第1条ですが、予算の総額を9億7,532万4,000円と定めるものです。前年度に比べ2,085万円の減、率にして2.1%の減となりました。

第2条は、一時借入金について定めたもので、限度額を1億円としております。

第3条は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、予算の執行上、項をまたいで流用できる経費として保険給付費を定めております。

予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、予算書の6ページをお開きください。あわせて、予算概要の6ページもご覧いただければと思います。

まず、歳入予算からです。

1款介護保険料は、総額1億9,444万5,000円を計上し、前年度に比べ155万4,000円の増とな

りました。令和6年度から始まった所得階層の多段階化や、第9期介護保険事業計画による基準額の減少を考慮するとともに、令和6年度における保険料実績等を踏まえ算出いたしました。

2款使用料及び手数料は、督促手数料として1,000円を計上しました。新規賦課分に係る督促手数料は廃止となりますが、過年度賦課に係る督促手数料として計上しております。

3款国庫支出金は、総額で2億2,665万3,000円を計上しました。前年度に比べ1,044万円の減、率にして4.4%の減となっております。保険給付費の減による国負担分の減少が主な要因です。内訳では、1項国庫負担金、1目介護給付費等負担金で1億5,612万2,000円、保険給付費に対する法定負担分です。

2項国庫補助金ですが、1目財政調整交付金は5,498万5,000円を計上しました。保険給付費の実績に応じ制度安定のために交付されるものですが、交付実績等を考慮し、保険給付費に対し、おおむね6%を目安に計上しております。

2目及び3目の地域支援事業交付金は、要支援の方に対する訪問・通所サービスや介護予防事業のほか、包括支援センター、総合相談支援や権利擁護、家族介護支援等任意事業に対する国の法定分をそれぞれ計上しております。

4目保険者機能強化推進交付金及び6目保険者努力支援交付金は、地域支援事業における評価指標に基づく交付金であり、自立支援重度化防止に対する取組や予防健康づくりに対する努力支援分について、それぞれ計上しており、いずれも県内において高い評価をいただいております。

4款支払基金交付金は2億5,180万8,000円で、前年度比645万3,000円の減、率で2.5%の減となりました。第2号被保険者に係る保険料負担であり、保険給付費や介護予防・日常生活支援総合事業に対し、27%の割合で社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。減額の主な要因は、保険給付費の減少によるものです。

5款県支出金は、総額で1億4,734万9,000円を計上しました。前年度に比べ505万円の減、率にして3.3%の減となり、国庫負担金と同様、保険給付費の減による県負担分の減少が主な要因です。内訳では、1項県負担金、1目介護給付費等負担金で1億4,176万6,000円。保険給付費に対する県の法定負担分です。

8ページに移り、2項県補助金ですが、1目及び2目の地域支援事業交付金は国庫補助金と同様、要支援の方に対する介護予防包括的支援事業に対する県の負担分をそれぞれ計上しております。

次に、6款繰入金は、町一般会計からの繰入金であり、総額1億5,465万7,000円を計上しま

した。内訳では、1目介護給付費等繰入金で1億1,455万3,000円、保険給付費に係る町法定負担分、率としては12.5%分について繰り入れるものです。

2目及び3目の地域支援事業繰入金ですが、要支援の方に対する予防施策等に対する町負担分であり、割合はそれぞれ県と同額になります。

4目低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料に充てるための公費負担分で、国50%、県25%、町25%の割合で負担されます。1,077万3,000円の計上です。所得階層第1段階から第3段階の方の軽減分について公費により補填しております。

5目その他一般会計繰入金は2,374万8,000円で、人件費を含む事務費繰入れです。

7款繰越金は、前年度からの純繰越金として40万円を計上し、収支の均衡を図りました。

8款諸収入ですが、1項雑入は、1目で第三者納付金、2目で雑入として、それぞれ科目の設定を行っております。

2項受託事業収入は、認定調査等を受託した場合の事業収入として8,000円を計上いたしました。

3項延滞金、加算金及び過料は、科目の設定です。

以上、歳入合計9億7,532万4,000円です。

続きまして、予算書10ページをお開きください。予算概要の7ページを併せてご覧いただければと思います。

1款総務費は、総額で2,375万7,000円を計上し、前年度に比べ239万1,000円の増となりました。人件費のほか、標準化等に伴う事務費の増加によるものです。内訳ですが、総務管理費は1,217万円で、人件費のほか電話料や郵便料など事務管理経費を計上しております。

2項徴収費は82万8,000円で、前年度比49万1,000円の増となり、金融機関振込手数料の発生や標準化等に伴う印刷製本費の増加によるものです。

3項介護認定審査会費は、認定調査員報酬や意見書作成手数料、認定審査会共同設置負担金等に係る費用であり、調査員報酬等の伸びにより前年度に比べ増加しております。

予算書12ページに移り、4項運営協議会費ですが、介護保険運営協議会の開催に伴う委員報酬として2回分の4万1,000円を計上しました。

2款保険給付費は、総額で9億1,642万7,000円を計上し、前年度に比べ2,781万9,000円の減となりました。内訳で見ますと、1項介護サービス等諸費が大部分を占めており、8億5,659万8,000円の計上です。予算積算にあたっては、第9期介護保険事業計画の計画値を踏まえるとともに、実績値や介護施設整備計画の進捗状況等を考慮いたしました。特徴点といたしまし

ては、施設介護サービスが4,000万円ほど減額していることに対し、地域密着型介護サービスにおいては、対象者の増加により1,200万円ほど増加しています。

2項その他諸費の60万円は、前年度比5万円の減です。千葉県国民健康保険団体連合会に委託する介護給付の審査手数料であり、サービス利用料の減を見込んでおります。

3項高額介護サービス等費は、介護サービスの自己負担額が一定額を超過した分について支給するもので2,442万3,000円を計上しました。

4項高額医療合算介護サービス等費は、医療保険と介護保険の自己負担額が一定額を超過した分について支給するもので、実績値を踏まえた上で280万6,000円を計上しております。

予算書14ページに移り、5項特定入所者介護サービス等費は、食費や居住費の限度額を超過した分について給付するもので3,200万円を計上しました。利用実績等を踏まえ、前年度比513万7,000円の減となっています。

3款地域支援事業費は、総額3,468万9,000円を計上し、前年度比457万4,000円の増となりました。

1項介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援の方のデイサービスやホームヘルパー派遣、見守り訪問事業等に要する費用として403万8,000円を計上しました。

2項一般介護予防事業は、運動機能の向上や閉じ籠もり予防など、要介護状態となることを予防し、現状の生活維持を目的とする事業等について計上しており、1,216万円の計上です。

最下段になりますが、介護サポーターさんはじめ、各地域に出向き予防活動支援を行う巡回型元気いきいき教室など予防活動支援事業では118万5,000円を計上しております。

16ページに移り、地域リハビリテーション活動支援事業では410万4,000円を計上しており、毎週公民館にて健康づくり教室「すこやか」などを開催しております。毎回100名を超える方が参加されております。

続いて、中段の3項包括的支援事業・任意事業ですが、1,849万1,000円を計上し、前年度比65万4,000円の増となりました。内容といたしましては、包括支援センターが行う総合支援事業や権利擁護事業、家族介護支援のほか、生活支援の担い手となる人材育成のための介護に関する入門的研修等に関する経費を計上しています。

18ページに移り、4款諸支出金は35万1,000円を計上しました。内容といたしましては、1号被保険者保険料還付金及び還付加算金等です。

5款予備費ですが、前年度同額の10万円を計上しております。

以上、歳出総額9億7,532万4,000円とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

介護保険特別会計であります。概要書のほうなんです。9ページ、資料⑤、要介護（要支援）認定者の状況というのがありまして、先ほど説明でもありましたが、要介護4、5が近年マイナス傾向にあると、数値が下がっているという説明があったわけですが、また出現率として一番右にあります。15.5ポイントから13.7ポイントとなっているわけですが、

この要介護4、要介護5が、もう一つ、資料の中で、10ページ、資料⑥、サービス受給者数の状況という表がございます。この中で、2つに大きく分かれておりまして、居宅介護サービス、それから施設介護サービスとなっております。その中の欄の一番右手が利用率となっております。居宅介護サービスにおいては65.3ポイントから48.9ポイントと、これも下げ基調であるかと思えます。それから施設介護サービスにおいては23.9から25.1ということで、上下、上下で、ほぼ一定なのかなというふうに理解をしております。全体とすると89.2%から73.9%という数値となっておりますけれども、これが、必要なサービスが受けたくても受けられない状況なのかどうかという点が一つございます。

それから、資料⑤についても、そういうことと併せまして、また、要介護度が下がるということとか、下がるかどうかというのはここじゃ分からないわけですが、少なくとも要介護4、要介護5が減っているということはどういう状況があるのかということ、併せて2つについて、この傾向について説明をいただきたいと思えます。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） まず、サービスの利用状況等からのご質問についてお答えさせていただきます。

予算概要10ページのところで、全体として73.9%の利用率ということで、少しずつ減ってきているということですが、利用したいサービスが実際下がればいいということではなくて、利用したいけれどもできなくて下がっていたら意味がないという趣旨だと思われそうですが、基本的には利用したいサービスについては利用できているものと考えております。

しかしながら、一方で、施設サービス等につきましては、どうしても施設が空いていないと入れないという状況もございますので、そうした方が一定期間居宅でサービスを受けるという

ようなところはあるものと考えております。

民間事業所さんにおいても施設の整備、拡充計画等が進められる中で、9期の介護保険計画についてもその利用量は計画の中で見込んでおりますが、いずれにいたしましても、施設の整備計画が若干進捗が遅れぎみになっているというところがありまして、サービスの利用につながっていない実態としても、特徴点としては挙げられます。

しかしながら、介護サービスの利用につきましては、各施設にケアマネジャーさんがおりまして、包括支援センターのほうには主任ケアマネジャーがおりますので、そうした中で、各々の介護度に応じてケアプランが作成されますが、どうしても、利用される方についても1割程度のご負担をいただく中で、その方の所得や生活の状況等を踏まえて、使い過ぎになってしまっていないか。介護サービスを利用することで生活そのものが苦しくならないように、介護サービスの利用のバランスを個々に、主任ケアマネジャーが丁寧にケアをしながら調整を行っておりますので、利用がしたくてもできないという状況は、ほぼほぼないんではないかというふうに捉えております。

また、認定率の低下、または介護度の重度化の予防、防止というところの特徴で申し上げますと、御宿町の介護予防施策については、非常に予防施策が充実しているものと考えております。県からも高い評価をいただいております、いろんな意味で健康づくり体操や口腔予防の関係とか、また、ひきこもりを防止して、表に出て元気で人と触れ合う、会話をするというような総合的な取組の中で、実谷区で行われました「寄茶場」を皮切りに、各地域でもそうした動きが出てきております。

また、そうした動きについては現在かぐやさんのほうでも実施していただいていたりと、御宿台においても実施をしていただいているような状況で、多くの方が、今まで家に閉じ籠もり、引き籠もりがちだったものが表に出て人と触れ合うことで、元気になる、維持をするというようなところも効果として現れているのではないかと思います。

また、現在評価を進めているところですが、地域で取り組む健康づくりとして、5年ほど前までは介護予防サポーターさん、25名の方に介護予防サポーターさんとして協力をいただいております。今現在は、サポーターさんの輪が44人まで、まだ倍まではいきませんが、大幅に20人ほど増えて、その広がりも増えてきております。専門家の方たちだけではなくて、地域の方々が、ご高齢の方を支援いただけるような仕組みづくりも少しずつ整ってくる中において、元気なお年寄りが少しずつ増えてきているのではないかと考えております。

その結果、御宿町のご高齢の方の平均寿命につきましては、5年前の統計値と比べますと、

年齢として約1歳、また伸びているというような状況で、県の平均を上回っているような、喜ばしい結果も出ているのが実情でございます。

以上になります。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

了解いたしました。

このサービスなんですが、多世代で、若い方が支えるということで、今のこの介護保険の利用がある程度進むというふうに思うんですが、やっぱり高齢者、特に独居で年金生活者等ですと、なかなか全てのサービスが利用できない状況もあるやに伺っております。そうした中で、地域の包括を含めて様々な、少なくともそれをどう組み合わせるかによって、やはり暮らしの水準というか、生活水準を保つことができるということも可能であろうかと思えます。そうした施策の積み重ねが、今般の予算に反映しているというご説明であったかと思えます。

それで、最後のほうで説明された地域支援事業の内容でありますけれども、こちらは先ほど審議が終わりました後期高齢者医療、こちらの健康づくり事業、保健事業と医療介護一体事業ということで、そちらのほうの後期高齢者のほうの事業を、費用をほとんど丸々使って、こうした介護事業も拡充できるというふうに伺っておりますし、御宿町はかねてよりも利用いただいていると思えます。また、後期高齢者のほうも、さらにこれについて今年度より事業を拡大するという方針も出ております。

これ手挙げ方式だというふうに伺っておりますので、まだまだ利用できる制度もあろうかと思えます。ぜひ、この辺のところも研究していただきながら、より健康寿命を延ばしていただく努力をしていただければと思いますが、そこについての、最後、考え方を承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） ただいま石井議員さんからご提言いただきました内容につきましては、以前にもそうしたご助言をいただいた中で、今年度の、実際、後期高齢者医療につきましては、健診の受診率が前年度と比べて10%ほど伸びるというような状況で、なかなか健診の受診率が10%伸びるというのは、県の後期高齢者の連合の事務局からも驚かれてご連絡をいただいたものです。

実際の取組の事例といたしましては、今までは受診された方にご案内をしていたものを、全部対象となる方については受診勧奨を皆さんにお知らせしたことによって、少しずつそういう、

今まで気がつかなかった方が受診につながるというような取組でございます。

その結果、後期高齢者医療の健診の受診率等については大幅に改善されたことの手本、モデル事例を参考に、今年度は国民健康保険その他一般の町民の方の健康づくりについても、生活習慣病等の予防に対して、何らかの数値が引っかかっていたり、また定期的な通院等をされていないような、確認が取れないような方については、プッシュ式で受診勧奨を行うような取組を制度として予算のほうでお願いをしてございます。

そうした取組の中で、町民の方の健康がより維持され、元気にお過ごしいただける、それが結果としては、こういう医療給付費、保険給付費の低減にもつながりますし、負担の軽減にもつながってくるものと考えております。ぜひ、これからも一個でも多くいろんなものを取り組んでいければと考えております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありますか。

5 番、土井茂夫君。

○5 番（土井茂夫君） 5 番、土井です。

私もいろんなお年寄りとの関わりももちろん持っていますけれども、やっぱりよく言われることは、介護施設が、特に特養ですか、が御宿には1 か所しかなくて、収容人員が決まっている中で、何か月も待つんだよと。じゃ、いすみ市とか、勝浦とかがあるから、そっちにしたらというんですけれども、やっぱり単身だったらそうしちゃうのかもしれないけれども、家族がいる場合はなるべく近くにいて、ちょっとした空き時間にその高齢者を見に行く。これがやっぱりこの施設に入っている老人の願いなことだし、家族もそういう意味で楽なんですね、すごくね。

今まで、私この質問を何回もして、ばからしくなったところもあるんですけれども、新町長になりましたので、あえて言うんですけれども、千葉県で一番の高齢化率高いところですよ。ましてや、団塊の世代がもう75歳を迎える段階でございます。したがって、そういう介護施設を利用する方が、かなり増えるんじゃないかなと私は思うわけです。そうした意味でも、要は待機している要介護者、施設に入れない、自宅で待っている方、これは皆さん家族がほとんど見ているわけですから、家族も、自分の親だから致し方ないなといっても、仕事にも差し支えがあるわけです。

そうした意味でも、私は自宅にいるこの実数を、前は要待機児童と言われましたよね、要介護者の実数を明らかにして、そしてそれが必要であれば、介護施設を造っていく、これが、私は本当に必要じゃないかなと、そう私自身も思っているし、関係者も、なかなか空かないんだ

よ、どこにあれしてもないんだよというようなことが、実際の声として、私は聞いています。その間に、もう入れなくて亡くなっちゃう方もいらっしゃいます。

御宿町はこの施設を造ると費用がかかるから造らないんだと、そんな大胆なことをここで言っていましたけれども、正直、私はそういうことを聞かせてあげたいものだのと、そう考えている人からですね、そのように思っている次第で、私が唱えているだけじゃなくて、そういう実数を、私は、くどいようですけど、実態調査を進めてもらいたいと、そう、まず思います。

そういうことで、新町長には、私の言っていることが本当なのか、本当じゃないのかという意味で、真摯に受け止めて、この問題に対応していつてもらいたい。

以上です。

課長、何か意見ございますか。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） ありがとうございます。介護保険制度そのものが地域で支える、またご高齢になっても、またいろんな意味で、介護が必要な方が安心して過ごせるように、それをカバーするための制度でございます。

そういう部分で、必要なサービスが可能な限り受けられるような環境を整えることは非常に重要だと思いますので、今議員ご指摘のとおり、実態の把握についてはしっかりと行いながら、またそうした施設、どうしても民間の方々に整備いただく施設ですので、そうした部分の公的な部分での支援というものについてはしっかりと対応しながら、状況の把握に努めていきたいと考えております。

○議長（滝口一浩君） 5 番、土井茂夫君。

○5 番（土井茂夫君） もう一つですね、特養だと、全国的にこういう施設利用は誰でもできるということは聞いています。ですから、御宿町民の方がいすみ市、勝浦市、大多喜町に、そういう介護施設に行くことは可能です。私も先ほど話したように、実態として、近隣の施設に、例えばいすみ市に何人、勝浦市に何人、あとその他、千葉市のほうに行っちゃう方もいらっしゃると思いますけれども、そういうことも併せて実態調査をしてもらいたい。

私は、高齢者がこの御宿町で少なくとも財政的にも、ここに関係しまして、多大な効果を上げてきたんじゃないかなと敬う形で私は思っています。そういう意味でも、そういう方々が安心して暮らせるような町づくりをすることが、大切じゃないかなと皆さんも言っていますよね。実態的に、そういうことが私は大事なことだと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第34号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで15分間休憩いたします。

(午後 3時05分)

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時20分)

◎議案第35号の上程、説明

○議長（滝口一浩君） 日程第19、議案第35号 令和7年度御宿町一般会計予算を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 議案第35号 令和7年度御宿町一般会計補正予算（案）についてご説明申し上げます。

令和7年度の予算編成におきましては、物価高騰や人件費上昇等に伴う経常経費の増大が大きな影響を及ぼす中、国・県の動向を注視しながら、第5次総合計画等との整合性を図るとともに、変化の大きい時代において、新たな課題へ対応するため、事業費の精査を重ね、限られた財源の下、将来財政負担を考慮しつつ、住民生活への影響度や緊急性から、真に必要な事業について予算を配分しました。

令和7年度一般会計当初予算の規模は44億1,700万円となり、前年度と比べて7億5,428万5,000円の増、割合にいたしまして20.6%の増額となりました。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を44億1,700万円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為に関する規定です。予算書の6ページ、第2表に債務負担行為を行う事項、期間及び限度額を示しております。

第3条は、地方債に関する規定でございます。予算書の7ページ、第3表に令和7年度に起こす予定の地方債の目的、限度額などを示しております。

第4条は、一時借入金に関する規定で、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の借入れの最高額を定めるものです。

第5条は、歳出予算の流用に関する規定で、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、予算の執行上、各項の金額を流用できるよう定めるものです。

それでは、歳入予算の各項ごとの内容につきまして、説明資料として添付しました一般会計予算の概要に基づきご説明いたします。

初めに、予算概要の6ページをご覧ください。

1款町税は9億3,431万5,000円を見込みました。個人住民税では、給与所得等の伸びが見込まれること、また、令和6年度の定額減税が影響することから、全体では前年度と比べ3,196万1,000円、3.5%の増額となりました。

2款地方譲与税から9款環境性能割交付金及び12款交通安全対策特別交付金は、国の示す地方財政計画並びに県の推計値などを勘案し、合計で2億5,885万4,000円を見込み、前年度と比べ2,510万2,000円、10.7%の増額となりました。

10款地方特例交付金は244万円を見込み、前年度と比べ2,975万4,000円、92.4%の減額となりました。令和6年度の個人町民税定額減税分の減収補填特例交付金の減額が主な要因です。

11款地方交付税は、総額で13億6,448万7,000円を見込みました。普通交付税については、地方財政計画や県の試算値を参考に、町税をはじめとした収入変動地方債償還費の交付税措置額による影響等を勘案して算出し、特別交付税については、全国的な災害等に伴う配分への影響を踏まえて算定し、前年度と比べ411万9,000円、0.3%の減額となりました。

13款分担金及び負担金は2億5,675万円を見込み、前年度と比べ97万8,000円、0.4%の増額となりました。清掃センターの管理運営事業に係るいすみ市負担金は減額となるものの、御宿岩和田漁港整備事業に係る分担金が増額しています。

14款使用料及び手数料は7,491万9,000円を見込み、前年度と比べ265万2,000円、3.7%の増額となりました。こども園使用料や町営プール入場料の増加を見込みました。

15款国庫支出金は2億1,994万7,000円を見込みました。主に、社会保障関係経費に係る国庫負担金や土木工事に係る道路メンテナンス事業費補助金を計上しており、制度が拡大した児童手当負担金の増額はあるものの、令和6年度の農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金等の影響により、前年度と比べ247万円、1.1%の減額となりました。

16款県支出金は2億4,252万2,000円を見込みました。主に、社会保障関係経費に係る県負担金や重度障害者医療及び子ども医療、鳥獣被害防止対策、県民税取扱事務や選挙事務に係る県委託金などを計上しており、防災や漁港整備に係る補助金、5年ごとに実施される国勢調査委託金の影響により、前年度と比べ3,955万3,000円、19.5%の増額となりました。

17款財産収入は2,044万4,000円を見込みました。主に、町有地や光ファイバー網の貸付収入を計上しておりますが、基金利子の利率上昇に伴う影響により、前年度と比べ172万1,000円、9.2%の増額となりました。

18款寄附金は4,500万円を見込みました。活力あるふるさとづくり基金寄附金の令和6年度の決算見込み等を勘案し、計上しています。

19款繰入金は3億4,776万5,000円を見込みました。財政調整基金繰入金及び公共施設等維持管理基金繰入金を計上し、前年度と比べ2億8,729万7,000円、475.1%の増額となりました。

20款繰越金は1億円を計上しました。

21款諸収入は3億265万6,000円を見込みました。令和7年度末までの電算システム標準化移行に伴うデジタル基盤改革支援補助金が大幅に増額するほか、中山間事業の換地処分に係る徴収清算金の計上が影響し、前年度と比べ2億657万9,000円、215%の増額となりました。

22款町債は2億4,690万円を見込み、前年度と比べ1億9,580万円、383.2%の増額となりました。

なお、地方債の詳細につきましては、後ほど第3表地方債で説明させていただきます。

23款自動車取得税交付金は、令和元年9月末で撤廃されましたが、滞納繰越分の収入があった際に対応するため、科目設定として1,000円を計上しています。

以上、歳入予算は合計で44億1,700万円でございます。

次に、歳出予算をご説明いたします。

歳出予算につきましては、目的別に新規事業や重点事業を中心にご説明いたします。

予算概要の10ページをご覧ください。

目的別の予算額と構成比、対前年度の増減率を記載しております。11ページには科目ごとの主な事業内容を記載しておりますので、予算書と併せてご覧ください。

それでは、予算書の30ページをお開きください。

1 款議会費は6,168万2,000円を計上し、前年度と比べ138万2,000円、2.3%の増額となりました。会議録の作成に係る経費や議会インターネット中継の機材に係る経費が増額となりました。

2 款総務費は12億2,107万円を計上し、前年度と比べ4億6,111万9,000円、60.7%の増額となりました。全体の27.6%を占めています。

1 項総務管理費、1 目一般管理費は6億8,987万9,000円で、対前年度比3億612万3,000円の増額となりました。電算管理事務費の自治体システムの標準化対応経費の増加、町制70周年記念事業の開催等により増額となりました。

36ページをご覧ください。

3 目財産管理費は1億5,320万8,000円で、対前年度比8,503万7,000円の増額となりました。庁舎管理事業において、庁舎照明のLED化に向けた改修工事を新たに計上しています。

38ページをご覧ください。

4 目企画費は8,877万6,000円で、対前年度比145万7,000円の増額となりました。夷隅郡市広域市町村圏事務組合への負担金や、地域経済循環創造事業交付金、勝浦市デマンドタクシー事業利用負担金などを計上しています。

44ページをご覧ください。

6 目防災諸費は4,771万9,000円で、対前年度比3,515万3,000円の増額となりました。防災行政無線メディアサーバー更新や国土強靱化計画策定委託、ドローン等の防災備品購入などを新たに計上しています。

44ページから47ページの2 項徴税費は9,567万3,000円で、対前年度比940万3,000円の増額となりました。電子計算機使用料や土地評価資料作成委託経費を計上し、固定資産税の令和9年度評価替えに係る不動産鑑定委託が増加となっています。

48ページをご覧ください。

3 項戸籍住民台帳費、1 目戸籍住民台帳費は6,452万5,000円で、対前年度比2,135万7,000円の増額となりました。戸籍システムやコンビニ交付システムの標準化対応に伴う経費が増額となっています。

50ページから53ページをご覧ください。

4 項選挙費は1,338万8,000円で、対前年度比197万2,000円の減額となりました。選挙啓発費や参議院議員選挙に係る経費を計上しています。

54ページをご覧ください。

3 款民生費は10億4,243万5,000円を計上し、前年度と比べ3,636万5,000円、3.6%の増額となりました。全体の23.6%を占めています。

1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は1 億5,640万2,000円で、対前年度比671万4,000円の増額となりました。高校生通学定期券購入費補助事業などが増加しています。

56ページをご覧ください。

2 目老人福祉費は1 億6,737万3,000円で、対前年度比106万2,000円の減額となりました。介護保険計画策定委託を新たに計上しています。

58ページをご覧ください。

3 目心身障害者福祉費は3 億457万4,000円で、対前年度比644万4,000円の増額となりました。障害者自立支援給付事業や重度障害者医療給付改善事業等を主に計上していますが、障害者福祉事業における扶助費の増加が続いています。また、医療的ケア児等コーディネーター事業やグループホーム運営費補助金の増額、新たに障害者計画等策定委託を計上しています。

60ページをご覧ください。

5 目後期高齢者医療は1 億8,275万9,000円で、対前年度比1,603万8,000円の増額となりました。千葉県後期高齢者医療給付費負担金や後期高齢者医療特別会計繰出金に係る経費を計上しています。

62ページをご覧ください。

2 項児童福祉費、2 目児童措置費は6,474万円で、対前年度比1,029万5,000円の増額となりました。令和6年10月からの児童手当制度の拡大により増額となっています。

64ページをご覧ください。

児童福祉施設費は2,919万円で、対前年度比230万9,000円の増額となりました。児童館や放課後児童クラブの運営に係る経費を計上しています。

68ページをご覧ください。

4 款衛生費は7 億4,397万7,000円を計上し、前年度と比べ9,378万9,000円の増額となりました。全体の16.8%を占めています。

1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は6,530万円で、対前年度比190万円の減額となりました。国保国吉病院組合病院事業会計負担金などを計上しています。

2 目予防費は5,917万9,000円で、対前年度比1,482万1,000円の増額となりました。带状疱疹及び新型コロナのワクチン定期接種への移行による予防接種事業の拡大や、後期高齢者健康診査委託料、後期高齢者短期人間ドック補助金などが増額となっています。

72ページをご覧ください。

3 目保健衛生費は8,623万7,000円で、対前年度比53万4,000円の増額となりました。火葬場解体設計業務委託や堺川生活排水処理施設の変圧器更新に係る経費を新たに計上しています。

76ページをご覧ください。

2 項清掃費、2 目じん芥処理費は3 億9,426万7,000円で、対前年度比1,535万6,000円の増額となりました。清掃センター施設運営に係る運営委託や補修工事、新たに廃棄物処理広域化に係る各計画作成業務委託を計上しています。

80ページをご覧ください。

3 項上水道費、1 目上水道運営費は7,320万2,000円で、対前年度比5,320万2,000円の増額となりました。広域水道事業の開始に伴い、広域水道運営費補助金を新たに計上しています。

2 目上水道建設費は1,200万円で、広域水道事業への出資金を新たに計上しています。

5 款農林水産業費は1 億6,548万8,000円を計上し、前年度と比べ5,815万9,000円、54.2%の増額となりました。全体の3.7%を占めています。

1 項農業費、3 目農業振興費は4,270万6,000円で、対前年度比378万円の減額となりました。中山間地域総合整備事業に係る換地処分清算金を新たに計上しておりますが、令和6年度のため池ハザードマップ作成委託の影響により、全体では減額となっています。

84ページをご覧ください。

2 項林業費、1 目林業振興費は1,364万6,000円で、対前年度比1,018万2,000円の増額となりました。森林環境整備に係るアンケートや整備費を含めた業務委託を新たに計上しています。

86ページをご覧ください。

3 項水産業費、2 目漁港整備費は6,065万1,000円で、対前年度比5,065万2,000円の増額となりました。御宿岩和田漁港に係るしゅんせつを行うための深浅測量などのほか、しゅんせつ工事の費用について新たに計上しています。

6 款商工費は1 億5,779万7,000円を計上し、前年度と比べ5,502万2,000円、53.5%の増額となりました。全体の3.6%を占めています。

88ページをご覧ください。

1 項商工費、3 目観光費は6,188万8,000円で、対前年度比991万円の増額となりました。海

水浴場開設に伴う安全対策経費や全日本学生ライフセービング記念大会をはじめとしたビーチスポーツ大会に係る経費を計上しています。

90ページをご覧ください。

4 月月の沙漠記念館管理運営費は2,999万5,000円で、対前年度比1,359万8,000円の増額となりました。月の沙漠記念館のLED化改修工事及びPCB含有変圧器の廃棄及び更新に係る経費を新たに計上しています。

92ページをご覧ください。

5 目町営プール管理運営費は5,395万6,000円で、対前年度比3,106万5,000円の増額となりました。住民や観光客が安心して来園できるよう、劣化への対応が必要なスライダーやろ過機等の施設設備の修繕料等を増加し、適正な施設運営管理に必要な経費を計上しています。

94ページをご覧ください。

7 款土木費は1億2,517万9,000円を計上し、前年度と比べ367万4,000円、2.9%の減額となりました。全体の2.8%を占めています。

96ページをご覧ください。

2 項道路橋梁費、1 目道路維持費は950万円を計上しました。各行政区の意見、要望などを踏まえ、道路保護工事に係る経費について計上しています。順次修繕等を行い、適切な管理に努めます。

2 目道路新設改良費は5,030万円で、対前年度比1,502万5,000円の減額となりました。生活関連道路の排水設備や舗装改良等に要する工事費を増額して計上しておりますが、橋梁補修工事費の減が影響し、全体では減額となっています。

3 項住宅費、1 目住宅総務費は136万1,000円で、対前年度比57万4000円の増額となりました。富士浦住宅に係る修繕料を計上しています。

98ページをご覧ください。

5 款河川費、1 目河川総務費は584万7,000円で、対前年度比872万3,000円の減額となりました。5年計画で整備している普通河川清水川改修護岸整備工事によるものです。

8 款消防費は2億3,906万4,000円を計上し、前年度と比べ1,664万6,000円、7.5%の増額となりました。全体の5.4%を占めています。広域常備消防や町消防団の活動に係る経費を計上し、設備の更新等により、広域常備消防負担金が大幅に増額となっています。

100ページをご覧ください。

9 款教育費は3億3,964万8,000円を計上し、前年度と比べ3,868万5,000円、12.9%の増額と

なりました。全体の7.7%を占めています。

1 項教育総務費、2 目事務局費は1 億1,458万8,000円で、対前年度比3,184万4,000円の増額となりました。教育委員会運営経費や外国語指導助手等に係る経費、町独自の各種助成事業、学校D X推進コーディネーター配置事業を継続して計上しているほか、新たにスクールバス運行業務委託を計上しています。

104ページをご覧ください。

2 項小学校費は1,923万2,000円で、対前年度比3,198万5,000円の減額となりました。令和6年度末での布施小学校の閉校に伴い、新たに旧布施小学校管理に係る経費を計上しておりますが、令和6年度までの布施学校組合負担金がなくなったことにより、大幅な減額となっております。

108ページをご覧ください。

3 款中学校費は2,372万円で、対前年度比38万8,000円の増額となりました。教科書改訂に伴う指導書購入や電話設備更新委託、電子黒板の導入経費などを新たに計上しています。

112ページをご覧ください。

4 項社会教育費、2 目公民館費は3,424万2,000円で、対前年度比1,121万7,000円の増額となりました。公民館照明L E D化改修工事費を新たに計上しています。

114ページをご覧ください。

3 目資料館費は124万3,000円で、対前年度比80万8,000円の増額となりました。資料館周辺の安全性の観点から、資料館フェンス設置工事費を新たに計上しています。

116ページをご覧ください。

4 目文化財保護費は129万8,000円で、対前年度比1 万5,000円の増額となりました。文化財保護に係る経費として、ミヤコタナゴの水槽管理委託を継続して計上しています。

5 項保健体育費、2 目体育施設費は4,195万2,000円で、対前年度比1,918万9,000円の増額となりました。町営野球場防球ネット整備工事や海洋センタープール管理棟屋根改修工事を新たに計上しています。

120ページをご覧ください。

学校給食費は6,471万3,000円で、対前年度比353万4,000円の増額となりました。学校給食費補助金2分の1補助を新たに計上し、保護者の経済的負担軽減を図ります。

122ページをご覧ください。

11款公債費は3 億1,765万9,000円を計上し、前年度と比べ320万8,000円、1.0%の減となり

ました。全体の7.2%を占めています。

12款予備費は、前年度と同額の300万円を計上しました。

以上、予算総額を44億1,700万円とするものです。

なお、令和7年度予算に係る主要事業等につきましては、予算概要の14ページから17ページに記載しております。

次に、第2条の債務負担行為のご説明をいたします。

債務負担行為は、事業の性質上単一年度で完了することが困難な事業について、あらかじめ予算に定めるものです。

予算書の6ページの表をご覧ください。

第三期ちば電子調達システムサービス提供業務（延長分）は、千葉県電子自治体共同運営協議会が実施する共同利用システムの更新を行うもので、期間は令和7年度から令和8年度までの2年間で、限度額は142万3,000円です。

土地評価資料作成及び市街地宅地評価業務委託は、固定資産税の課税に要する基礎資料作成委託でございます。期間は令和7年度から令和9年度までの3年間で、限度額は2,115万3,000円です。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託は、令和9年度を開始年度とする第10期事業計画の策定支援業務委託です。令和7年度からアンケート調査などを行う必要があり、期間は令和7年度から令和8年度までの2年間で、限度額は680万円です。

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定支援業務委託は、令和9年度を開始年度とする各障害者計画の策定支援業務委託です。令和7年度からアンケート調査などを行う必要があり、期間は令和7年度から令和8年度までの2年間で、限度額は800万円です。

町営プール電気設備更新工事は、町営プール施設のキュービクルの更新工事で、物品の確保及び工事期間が複数年度にわたるものです。期間は令和7年度から令和8年度までの2年間で、限度額は1,040万円です。

続いて、第3条の地方債について説明いたします。

7ページの表をご覧ください。

地方債は、限度額合計2億4,690万円を計画し、借入れする際の利率を3.0%以内とするものです。

地方債の内訳でございますが、庁舎施設整備事業は、庁舎のLED化に向けた工事及び管理委託費に充てるもので、脱炭素化推進事業債を予定し、充当率は90%、交付税措置はおおむね

50%です。

防災施設整備事業は、防災行政無線操作卓複数メディアサーバー更新に係る経費及び防災備品である防災倉庫、ドローンの購入に充てるもので、緊急防災・減災事業債を予定し、充当率は100%、交付税措置は70%です。

いすみ鉄道復旧整備支援事業は、令和6年10月に発生した脱線事故に伴う千葉県と4市町による協調補助金に充てるもので、一般事業債（地域鉄道対策事業）を予定し、充当率は100%、交付税措置は30%です。

広域水道出資事業は、広域水道事業の運営開始に伴う町出資金に充てるもので、公営企業債を予定し、充当率は100%、交付税措置は60%です。

中山間地域総合整備事業は、平成21年度から実施している中山間地域総合整備事業の町負担分に充てるもので、公共事業等債を予定し、充当率は90%、交付税措置は20%です。

漁港整備事業は、機能保全計画に基づく漁港施設の調査測量委託及びしゅんせつ工事に充てるもので、公共事業等債を予定し、充当率は90%、交付税措置は20%です。

町営プール整備事業は、町営プール施設の老朽化に伴う補修工事に充てるもので、学校教育施設等整備事業債を予定し、充当率は75%です。

観光施設整備事業は、月の沙漠記念館の照明LED化に向けた工事委託費に充てるもので、脱炭素化推進事業債を予定し、充当率は90%、交付税措置はおおむね50%です。

道路橋りょう整備事業は、77号橋及び78号橋補修工事や舗装改良・排水工事費に充てるもので、公共事業等債として530万円、地方道路等整備事業債として3,780万円を予定しています。公共事業等債につきましては充当率90%、交付税措置は20%です。地方道路等整備事業債の充当率は90%です。

河川整備事業は、普通河川清水川護岸整備工事に充てるもので、緊急自然災害防止対策事業債を予定し、充当率は100%、交付税措置は70%です。

公民館施設整備事業は、公民館照明LED化に向けた設計監理及び工事費に充てるもので、脱炭素化推進事業債を予定し、充当率は90%、交付税措置はおおむね50%です。

町営野球場整備事業は、町営野球場の防球ネット整備工事費に充てるもので、学校教育施設等整備事業債を予定し、充当率は75%です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 本日は、議案第35号 令和7年度御宿町一般会計予算の説明までとし、質疑、採決等については3月12日に行います。

◎散会の宣告

○議長（滝口一浩君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

12日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 3時57分）